

平成24年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成24年3月6日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長補佐	増井つゆ子	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	西川肇	生涯学習課長	佃田真規
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 14番 木澤議員

1. 民主党野田内閣の政治について

①野田内閣の政治に対する評価について。

②地方自治体の果たす役割について。

2. 自然エネルギー活用の取り組みについて

①自然エネルギー発電の今後の取り組みについて。

②太陽光パネルの普及について。

3. 軽度・中等度難聴児への補聴器助成制度について

①身体障害者手帳が交付されない軽度・中等度難聴児への補聴器購入費用の助成について。

4. 消防の広域化問題について

①奈良県消防広域化協議会で示された内容について。

②西和消防組合での協議の状況と今後の流れについて。

③消防広域化に対する町の考え方について。

〔2〕 8番 小野議員

1. 定期監査報告書について

①平成22年度定期監査報告書のⅢ. 報告に添える意見への認識と、平成23年度での対応を問う。

②平成23年度定期監査報告書のⅢ. 報告に添える意見への認識を問う。

③これらの意見は、次年度の施政方針にどのように活かされているのかを問う。

2. 都市計画道路法隆寺線のその後について

①用地交渉の進捗状況と、その見込みを問う。

②町有財産である中央公民館の進入路の活用について、再度問う。

〔3〕 5番 伴議員

1. 都市計画道路の状況について

①都市計画道路とその他の道路との違いについて。

- ②都市計画道路の今後の状況は。
- ③長期未着手の路線・区間について。
- ④長期未着手路線の見直しや廃止について。

2. 教育行政について

- ①教育方針について「知育・徳育・体育・食育」についての教育長としての考え方について。
- ②道徳の授業で使われていた「心のノート」について。
- ③生涯スポーツのあり方について。
- ④学校・家庭・地域の絆をどのように強化するのか。
- ⑤教員の国歌起立についての見解について。

〔4〕 1番 宮崎議員

1. 南都銀行法隆寺駅前出張所前の交差点付近

- ①側道の出入り及び考え方について。
- ②銀行前の安全ポールについて。
- ③県道の看板について。
- ④ガードレール（前一般質問）

2. 出合いがしらを無くすために

- ①幅員2m以下の角地に新築される時、隅切りをしていただくこと。

3. 県事業に対して

- ①道路及び川の改修について、町との打ち合わせの中で斑鳩町の要望（住民）は、受け入れてもらえるのか。

〔5〕 11番 飯高昭二議員

1. 自転車の走行環境整備について

- ①自転車事故の現状について問う。
- ②自転車安全走行の取り組みについて問う。
- ③自転車の走行環境整備に関する安全対策について問う。

2. 災害に強いまちづくりについて

- ①地域防災訓練の取り組みについて問う。
- ②学校における防災学習・防災訓練について問う。
- ③学校施設の防災機能強化について問う。

3. 買い物弱者対策について

①買い物弱者の認識について問う。

②買い物弱者対策について問う。

4. 耕作放棄地の解消について

①耕作放棄地の状況と解消への取り組みについて問う。

②子どもたちによる耕作放棄地への取り組みについて問う。

5. 安心して産み育てる環境づくりについて

①一般不妊・不育症の相談体制について問う。

〔6〕 10番 坂口議員

1. コミュニティバスについて

①現状について。

②今後について。

2. 消防施設の盗難について

①盗難にあった器具に対する対応について。

②補助金について。

③盗難防止の対策について。

3. 可燃ごみについて

①23年度の生ごみ分別収集モデル事業の取り組み結果について。

②生ごみ分別収集の完全実施の時期について。

③生ごみ分別収集の問題点と対策について。

④生ごみ以外の可燃ごみの減量化対策の考え方について。

⑤ごみ処理の委託化と費用対効果について。

〔7〕 13番 里川議員

1. 介護保険の第5期計画について

①制度改正にともなう問題点について。

(1) 保険料について後期高齢者医療の保険料との比較と関連について。

(2) 在宅を中心とした医療介護へと言いながら、ヘルパーの派遣の単位時間の短縮や、ショートステイが利用できないというような実態について。

(3) 県の財政安定化基金の活用について。

2. 国保の広域化について

①現段階での状況について。

3. 今年度から実施される中学校の新指導要領について

①武道の必修にともなう町の対応状況について。

4. 子育て世帯の今後の可処分所得について

①税制改正・健康保険・年金・共済など負担増のラッシュが続き、子ども手当の改正など一連の状況をふまえて、勤労者世帯、特に子育て世帯の可処分所得は大幅な減少となることについての具体的状況と町の認識について。

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、15名で全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

あらかじめ、定めた順序に従い質問をお受けいたします。

はじめに、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） おはようございます。

それでは通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、民主党野田内閣の政治についてということですが、先の衆議院選挙で政権交代が行われ、民主党が政権党となりました。これまで構造改革の名によって格差と貧困を広げてきた自民党政治を変えてほしいとの国民の願いによって実現したのですが、政権交代後、民主党は選挙公約を破り、財界主導で国民に負担増を押しつけるこれまでの自民党政治に逆戻りをしています。さらに今後、税と社会保障の一体改革という名で、消費税増税と社会保障の切り捨てを一体的に行い、国民には負担増を強いておきながら、大企業や大資本家など富裕層にはさらなる減税を行うなど、国民の願いとはかけ離れた政治を進めようとしています。私は、民主党政権の行おうとしている改革が国民の暮らしを破壊し、さらには日本経済や社会を破綻に導くものだと考えています。

こうした国の政治が行われる中で、3月町議会では来年度の当初予算の審査が行われます。

私は、町の来年度予算を審査するに当たり、町として今の国の政治をどのように見ているのか、また町民の暮らしを脅かす国の政治に対して、地方自治体として防波堤の役割を果たすことが大切だと考えていますが、町はその地方自治体の果たすべき役割をどのように認識されているのかお尋ねし、来年度予算審査の参考にさせていただきたいと思い、質問にあげさせていただきました。

では、まず1点目の野田内閣の政治に対する評価についてお尋ねいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 野田内閣についてのこの町民に対するどんな影響を及ぼすかというようなことをご答弁をさせていただきたいと、このように思います。

野田内閣につきましては、質問者もおっしゃいましたように、平成23年9月に発足をされ、東日本大震災からの復興や、原発エネルギー問題、それから円高、税制改革、またTPP参加問題、年金問題、沖縄米軍基地問題など、数え上げれば切りがないほどの諸問題を掲

げて船出をされたと思っております。

そのような中で、野田政権の前の菅内閣や鳩山内閣が棚上げにしてきた消費税率の引き上げやT P P問題などに向き合ってきたところは評価されるべきという意見もありますが、東日本大震災の被災地復興がなかなか進まないことや、また民主党マニフェストの崩壊、さらには失言を繰り返す大臣の起用責任問題など、国政運営の手腕は疑問視をされているところも事実であります。さらに社会保障と税の一体改革につきましては、2月17日にその大綱が閣議決定をされましたけども、3月末の法案提出に向けては与野党協議が難航するなど予断を許さない状況となっております。

そのような中、当町における平成24年度の予算編成に当たりましては、厳しい財政事情の中で住民サービスを低下させることなく子育て支援の充実や健康づくり、福祉施策などの充実、防災・防犯、道路、生活環境の整備や、上下水道の基盤整備など、斑鳩町第4次総合計画の実現に向け、諸問題に配慮しながら予算編成をしてきたところであります。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長の答弁いただく中で、特にT P Pとか消費税の論議に向き合ってきたことを評価する声があるというふうにおっしゃいましたが、町長にお尋ねしたいんですが、こうした民主党の姿勢について、是とするのか、非とするのか、その点について町長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） まず消費税増税についてであります。今後の社会保障を見据えた中で子育て、雇用、高齢者、女性の社会参画、年金等の潜在的な問題を解決するためには相当な財源を必要とするものであり、現在、これらの財源の確保に向けてどうあるべきかを議論されているところであります。その推移を見守りながら、税制の問題、消費税の問題、経済状況の問題をどうするのか、総合的に判断し、国民的議論によって一定の方向性が出てくるものと考えております。そうしたことから、消費税増税の是非につきましては、まだお答えできる状況ではないと考えております。

次にT P P交渉への参加問題については、全国町村会で平成22年10月29日、私の議会は12月の議会22日、平成22年の12月22日発議によってT P Pには参加しないという関係のあれが出ましたけども、平成22年12月1日、さらには平成23年10月28日の3回にわたってT P Pは農林漁業だけでなく、地域経済、社会全体の崩壊を招くおそれ強いとして、参加に対しての反対決議が行われています。また、政府から国民に対する十分な情報提供や幅広い国民的議論がなされておらず、政府と地方との話し合いもできていな

かったことからなど、説明責任を果たさない政府に猛省を求める内容の決議となっています。

しかしながら、一方では、このまま不参加では日本が何も主張できないまま、国際的枠組みができてしまうことに対する懸念や、国際的な経済連携を推進すべきとの意見もあり、世論も別れておるところであります。さらに現在、オーストラリアでアメリカやオーストラリアのTPPの参加9か国の代表が参加し、第11回拡大交渉会合が行われているところですが、参加国との間で交渉参加に向けた協議を続けている日本についての意見も相次いでいると報道されています。いずれにいたしましても、日本の交渉参加については今後も国民的議論がなされ、その方向が見出せるものとするものと考え、参加の是非についてはその推移を見守ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町長として、消費税、特にTPPなど、諸問題についての是非については今の段階ではお答えいただけなかったということですが、やはり今行われているその野田内閣による国民への負担増などは、国の政治として本来あるべき姿ではないというふうに私は感じています。そうしたことから、斑鳩町の住民にとっても大きな影響を及ぼす、暮らしを破壊していく、福祉を破壊していく、そういうものであると認識しておりますが、2点目のほうになりますが、そうした国の政治に対して、今、冒頭でも申しあげましたが、地方自治体としてやはり防波堤、住民の暮らしを守るという立場での政治が求められているというふうに考えますが、町としてはどのように認識されているでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 地方自治体の果たす役割という認識でございますけれども、地方自治法第1条の2の規定によりまして、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものと、地方自治体の役割として規定をされております。そのため、町の役割を住民の福祉の増進を図ること、というふうに考えておきまして、この精神に基づき町の運営を行ってきており、住民の幸せと安全と安心のまちづくりを第一義に考えて予算を編成しております。また、国に対しては住民に最も身近な行政機関としての立場から、地方の声を積極的に中央に届けていきたいというふうに考えております。特に、町長は昨年の6月から奈良県町村会会長として全国町村会等の会議など、あらゆる機会を通じて国に対して積極的に意見を述べる機会が数多くあります。そういった機会を最大限に利用しながら、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために今後とも言うべきことは言うという立場で、国に対しては対応してまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 県の町村会の会長という立場もあって、国に対しても地方の立場でいろいろ意見を言われているということについては、これまでもそうでしたし、今後についてもやはりそういう立場で町政に臨んでいくということについては確認をさせていただきたいというふうに思います。やはり、国のほうの財政も大変やと、そうした中、いろいろツケが地方に回ってきている。そして、地方自治体としても苦しい財政運営等を強いられている中で、引き続き町長におかれましては、住民の暮らしと福祉を守る、そして私はやはり先ほども言いましたが、強調したいのは、国の悪政に対してきちっと防波堤の役割を果たしていける政治を引き続き行っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。国の政治全体に対する是非については、はっきりはしませんでした。また今後、予算審査、予算委員会も開かれていく中で、個々の政策的な課題についてはその議論の推移を見守って最終的に判断をしていきたいというふうに考えます。

それでは、2点目の質問に移ります。2点目は、自然エネルギーの活用、その取り組みについてということであげさせていただきました。

先の3. 11東日本大震災から約1年が経過しようとしています。そして、福島原発の事故を経験し、私たちは今後どんな社会を目指すのかが問われる中、脱原発、安全エネルギーへの転換が強く求められていると感じています。先の6月議会でも、自然エネルギーの取り組みについて一般質問をさせていただきましたが、今回はもう少し踏み込んで質問をさせていただきたいと思います。今、全国の自治体で、自分のまちでは、どのような自然エネルギーが活用できるのか、そうしたことを実際に調査し、研究とともに具体的な取り組みが進められています。よくお聞きするものだと、風力や太陽光エネルギー、地熱や少水力などを活用したものが挙げられますが、こうした枯渇しない再生可能エネルギーを利用し、化石燃料の使用を減らしていくことはCO₂削減など環境にもよく、斑鳩町でもぜひ取り組みを具体的に検討していくべきだと考えます。

そこでお尋ねしたいと思いますが、斑鳩町内では自然エネルギーについてどのようなものがあるのか、どんな調査をし、研究をし、今後どのように取り組んでいこうと考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） まず自然エネルギーでございますが、いわゆる再生可能エネルギーといわれるものでございますけれども、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律、これは平成21年の

法律第72号でございませけれども、この中でエネルギー源として永続的に使用することができるものと認められるものとして、太陽光発電、それから風力発電、それから水力発電のほか、火山帯の地熱を利用して発電をする地熱発電、それから太陽の熱エネルギーを太陽集熱機に集めて水や空気などの熱媒体を温めて給湯や冷暖房に活用する太陽熱利用、それから木材、家畜排泄物、生ごみなどバイオマスを直接燃焼したりガス化するバイオマス発電、それから浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーを利用する地中熱利用などがございます。

日本のエネルギーの供給源は、石油あるいは石炭、天然ガスなどの化石燃料が8割以上を占めておりまして、そのほとんどが海外に依存をしております。また、新興国の経済発展などにより世界的にエネルギーの需要が増大しておりまして、化石燃料の市場価格が乱高下するなど、エネルギー市場は不安定化しており、化石燃料の需要に伴って発生する温室効果ガスの削減が重要な課題となっております。このような中、再生可能エネルギーは資源が枯渇せず、繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーとして、今後の活用が非常に期待されております。

しかしながら、再生可能エネルギーの導入については設備の価格が高く、日照時間等の自然状況に左右され、出力が不安定で、地形等の条件から設置できる場所が限られるなどの課題があるため、まだまだ利用率が低いという状況にございます。そのため、火力発電などの既存のエネルギーと比較いたしますと発電コストが高くなっているという現状でございます。

こういったことから再生可能エネルギーの普及・拡大を目的として平成24年7月から再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始されることもございまして、当町におきましても再生可能エネルギーの活用について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。当町におきまして、活用を期待できる再生エネルギーでございませますが、当町の地理的な条件から風力発電、それから地熱発電は難しいというふうに思っております。それから、地中熱利用につきましては設備開発の面で費用対効果が得られないことから、太陽光発電、あるいは太陽熱利用、少水力発電、バイオマス発電が、当町におきましては利用を期待できる再生エネルギーではないかというふうに考えております。

また、太陽光発電、太陽熱利用につきましては、住宅用と同様に公共施設の屋根等への設置が考えられます。また水力発電の中でも上水道の処理施設等のわずかな水の落差を利用して発電する少水力発電が設備投資に対する発電効果もよく、効果的な再生可能エネルギーの活用法として注目されておりまして、浄水処理施設等における活用が考えられます。また、さらにバイオマス発電につきましては、し尿、浄化槽汚泥の処理する過程でメタン発酵によりエネルギーを発生させるバイオガス発電の活用が考えられ、斑鳩町バイオマスタウン構想

におきましても、し尿処理施設を更新する際にはその活用を検討することとしております。

今後の地球環境を考える上で、再生可能エネルギーの活用は不可欠であると考えておりまして、常に最新の情報収集に努めるとともに、活用に向けて調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今の部長の答弁をお聞きして、斑鳩町としても前向きにこの再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用をしていこうというふうに考えておられるということがよくわかりました。その中で、設備投資にやはりお金がかかるという問題、さらに効率的に今の化石燃料と比べてどうなのかという問題などがあるかと思いますが、やはり先ほども申しましたが、今後、脱原発、自然エネルギーへエネルギー政策を切りかえていくという中で取り組むことに私は意義があるというふうに思うんです。2点目の質問で、太陽光パネルの普及についてということで書かせていただいておりますけども、特に民間の個人のご家庭でも設置できるということで、太陽光パネルの設置が、今、全国的にふえていっているという状況の中で、やはり太陽光パネルだけではないですが、斑鳩町が、そうした住民の皆さんが積極的に取り組んでいけるようなその先頭に立っていただきたい。また、他の自治体の中でもやはり先頭に立って、斑鳩町として自然エネルギーの活用に取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

先日、高知県の梶原町という所に視察に行ってきたんですが、今、全国から視察が殺到されているようです。梶原町は風力、太陽光、少水力発電などの取り組みや、太陽熱温水器、ペレットストーブ、複層ガラスの購入に助成を行うなど、多彩な取り組みを行っていました。梶原町では、「共生と循環のまちづくり」をテーマとして、できる限り自然エネルギーを活用してという、こういう取り組みによって、現在では町内の27%の電気を自然エネルギーで賄っているということでした。同じようにやはり循環型社会を目指す斑鳩町として参考になる点があるかと思しますので、ぜひ調査研究をしていていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

そしたら2点目に移りますが、太陽光パネルの普及について書かせていただきました。

先ほど、部長の答弁の中でも太陽光パネルのことに触れられておりましたが、実際に個人のご家庭で設置をしようと思ってもやはりネックになるのが初期費用ですね。設置費用が高くつくという問題があります。実際に、民家に設置しようと思うと大体2キロから4キロ程度のパネルになると思いますが、それでも設置費用は幅をもって見ますと100万円から300万円程度の費用がかかります。こうしたことから、他の自治体でもこの太陽光パネルの

費用助成を行っているというところがいろいろ出てきてますけども、斑鳩町はそうした考え方についてはどういう認識をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 地球温暖化の原因となります温室効果ガスにつきましては、国全体の排出割合から見ても家庭や業務などの分野からの排出量が増加しておりまして、家庭におけます太陽光発電の普及については、深刻化する地球環境問題の解決、またエネルギー自給率の向上といった面からも有効な手段であるというふうに考えております。太陽光発電の普及・促進については、国におきまして太陽光発電のシステムを新たに設置する場合、1キロワット当たり4万8,000円の補助制度が設けられておりまして、平成21年11月からは家庭や事業所などの太陽光発電からの余剰電力を一定の価格で買い取ることを電気事業者が義務づける太陽光発電の新たな買い取り制度が開始されておりまして、平成23年度は一般住宅の場合、1キロワット当たり42円で以後10年間同じ価格で買い取りが行われます。

また、他の地方公共団体で独自で補助制度を実施されている所もございますけれども、県内では奈良市、生駒市、大和高田市で、市独自の補助制度が実施されております。また、奈良県におきましても平成23年度までは太陽光発電設備の設置に際し、上限150万円までの金融機関での融資を受けられた際の利息を全額補助する制度が実施されておりましたが、これに代わりまして平成24年度の新規事業として太陽光発電の設置1軒当たり一律10万円を助成する補助制度を計画をされております。

当町におきましては、風致地区内の一部地域におけます設置規制の問題もありまして、補助の公平性が保たれないということから、町独自の太陽光発電の補助につきましては、現在のところ実施はしておりません。しかしながら、近年の環境意識の高まり、あるいは東日本大震災の影響によります電力需要への対応など、太陽光発電に対する社会的な需要が高まっている状況にありますことから、当町と同様に、風致地区を有します奈良市、明日香村、奈良県と景観と環境の調和のあり方について協議を進めておりまして、平成25年の4月の施行を目指しまして風致地区内におけます太陽光発電設備の設置についてのガイドラインの策定を進めております。このようなことから、今後、このガイドラインがまとまっていきましたら、町独自の太陽光発電の補助制度創設につきましても前向きに検討をしてまいりたいと考えております。それまでの間におきましても、さまざまな機会を通じまして、太陽光発電の有効性、あるいは国や県の補助制度の周知を行うとともに、環境教室でありますとか、エコいかるがキッズ等の取り組みによりまして、地球温暖化防止に関する意識の向上を図り、

各家庭におけます地球温暖化防止の促進に積極的に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 部長、おっしゃいましたように、やはり斑鳩町というのはその風致地区があって、その風致地区に既存のパネルでは今、設置ができないということになっているので、やはりその問題というのはどうしてもクリアをしていかなければいけないというふうに思います。先日、町内の民間業者の方と懇談をする機会があったんですが、風致地区の中で、屋根ではなく庭につけると、ソーラーパネルを。ということで、県に申請をしたけども却下をされるというような状況があり、例えば風致地区でも、塀があって庭にソーラーパネルを設置してもその景観を阻害しないというのであれば、私は別に構わないというふうに思うんですね。しかし今、そうしたことについても、明日香村と含めて協議をいただいているということなので、ぜひ、この点について風致地区でもきちんとこうした太陽光パネルが設置できるように、やはり県として工夫をしていってほしいというのと、もう1点、県のほうに少し話を聞きますと、今、既存のソーラーパネル以外に、こんな瓦型のソーラーパネルができていて、そういう物なら景観を阻害しないのではないかという考えも少し持つておられるようですが、しかし、そういう物を設置しなければならないというふうになると、やはり費用が割高になるというふうに思うんですね。ですので、風致地区に住んでいるからといって、ほかの地域よりも自己負担が大きくなるというようなことのないように、この点についても、やはり県との協議の中で、助成制度を設けていくに当たってはきちんと解消をいただけるように、町のほうからも要望をしていっていただきたいというふうに思います。

部長の答弁で、助成についても前向きに検討をいただいているということですので、ぜひ斑鳩町として実施をしていっていただきたい。私、先ほど構原町の話をしました。構原町では太陽光パネルの設置助成に1キロワット20万円の助成をしていると。上限が80万円ということで、かなり力を入れて助成をしているとのこと。こうした助成と、国の制度とを併用すれば、設置費用の2分の1から3分の1程度が助成されることになって、初期投資についてもかなり軽減がされるということで、じゃあ設置しようかなというふうに思われる方もたくさんいらっしゃるかと思います。斑鳩町の財政事情もありますので、どこまでできるかというのはあるかと思うんですが、先ほど部長、県のほうでも助成を検討されているということでしたので、私はぜひ国・県・町と3つの制度を併用できるような形で町が今後、助成制度を設置していただきたいというふうに思いますので、そのこともあわせて要

望をしておきます。

それともう1点、今、個人の住宅への普及についてお尋ねをしましたが、町内の公共施設への設置ですね。先の6月議会のときにも、町長のほうから、今後、町内の公共施設の屋根にも設置をしていくというような考え方も示されておりましたが、現段階で既存の施設への太陽光パネルの設置について、やはり何か具体的に検討されている点があるのかどうか、その点についてもお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 現在、太陽光発電の公共施設での設置でございますけども、この太陽光発電の公共施設の設置につきましては一般住民に対する啓発や環境行動モデルとして大いに意義深いものでもあるというふうに認識をしております。ただ、その導入に当たりましては、質問者も懸念をされておりました景観と環境の調和という問題もありますし、また発電効率、節電効果、また設置にかかる経費の財源確保など、総合的に研究した上で、各施設において導入の可否を判断をしまいたいということで、今現在はそういう段階で考えておるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ぜひ、個々の一つひとつの公共施設に設置するのであれば費用はどれぐらいとなって、また設置できるものなのかどうかという点についても、今後、ぜひ具体的に検討して、また数値についてできればご報告をいただきたいというふうに思いますので、これも要望しておきたいと思います。

そしたら、3つ目の質問に移らせていただきます。3点目は、軽度・中等度難聴児への補聴器助成制度についてということであげさせていただきました。

聴覚障がいのある子どもにとって、補聴器というのは日常生活でコミュニケーションをとる際に非常に欠かせないものとなっております。特に、乳幼児期から学齢期においては、言葉の獲得や学力向上などに大きく影響するため、補聴器があるのとないのとで、その後の発達ぐあいというのが大きく変わってきます。現在、聴覚障がいのために言語発達や日常生活に影響が出始めるというのは30デシベル程度からというふうに言われていますが、今の障害者自立支援法の中では両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者からでないとは身体障害者手帳の対象にならないとなっており、補聴器が支給されません。こうした障害者自立支援法のこの基準に達しない軽度・中等度の難聴児にとっても聞こえにくいということからくる不自由さは変わらず、保護者は高価な補聴器を自費で購入しなければならず、大きな負担となっております。さらに経済的な理由から補聴器を購入できないという家庭もあり、そうしたこと

が原因となって、言葉のおくれや学習のおくれにつながるケースもあります。こうした状況を改善しようと身体障害者手帳が交付されない軽度・中等度の難聴児に対して補聴器購入の費用助成を求めるといった運動が起こり、多くの自治体に団体のほうからも要望がされているということです。そして、現在、既に公費助成を実施しているという自治体もあり、ぜひ斑鳩町でも実施に向けて検討していただきたいというふうに思いますが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ただいまご質問者もおっしゃっていただきましたように難聴を持っておられるお子さんにとって、補聴器は日常生活でのコミュニケーションのために必要であり、また、乳幼児期から学齢期にかけては、言語の獲得を含む言語能力を向上させ、これによって学力や自己表現の向上、集団生活への適応など、児童の総合的な発育を促すものでございます。現在、斑鳩町では障害者自立支援法に基づきます補装具の給付事業ということで、聴覚障がい者が身体障害者手帳をお持ちの方に対しては、補装具購入にかかる費用の一部、あるいは全額助成を行っております。

この件につきましては、質問者もおっしゃいましたけれども、昨年12月に難聴児を支援する団体から町に対しまして補聴器の購入費用の公的助成を求める要望書を受けております。県に対しても同様の要望書が出ておるということでございまして、県のほうの担当部局も障がいのある子どもの養育、発達支援という視点を含めて、今後、この公的助成の制度化にかかる具体的な課題等について前向きに検討をしていくということで、県のほうもそういう考えでもっておられるというふうに聞いておりますので、今後、町といたしましても県と連絡、調整を図りながら研究・調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 話をお聞きすると、補聴器というのは高い物だと十数万円する物もあって、小さい子どもが装備をしようと思うとやはりオーダーメイドになってしまうという物も少なくないそうです。しかも、子どもの成長に合わせて、幼少期などでは早ければ1年程度で新しく買い換えなければいけないという状況もあって、保護者の自己負担額というのは18歳までに数十万円から100万円の出費を強いられるケースもあるということです。やはり、難聴への対応というのは、早ければ早いほど、その子の発達への障害を防ぐことができる。そのために、やはりお金がかかるとわかっている補聴器を購入せざるを得ない状況があるのと、またそうした補聴器を買うことができるそうしたご家庭に生まれた子はいいますが、大き過ぎる自己負担に補聴器を買うことができないという家庭に生まれてしまっ

たがために発達を阻害されてしまうという子どもがやっぱりあってはいけないというふうに思うんですね。県のほうでも、この制度について前向きに検討をしているということですが、調べますと、これも先ほどの例ではないですが、県が助成制度を実施していて、さらに市町村のほうでも実施をして併用ができるという体制がとっておられる自治体が他府県にございます。そうした例も研究していただいて、斑鳩町としても制度実施に向けて前向きに検討をしていただきますように、これも強く要望をしておきたいと思います。

そうしましたら、4点目の質問に移らせていただきます。

4点目は、消防の広域化の問題についてということであげさせていただきました。

昨年の6月議会でも一般質問をさせていただいていますが、この間、奈良県が消防の広域化、全県一本化を目指して協議会を立ち上げ、県下13の消防本部参加の元に協議を進めてきました。これまで幾つかの問題点を指摘させていただいてきましたが、前回の質問では広域化された際の斑鳩町の負担がどうなるのか、また西和消防の現場にどんな影響があるのかまだ示されていないとのことでしたが、先日行われました奈良県消防広域化協議会の第1回小委員会の中で資料もつけて広域化後のシミュレーションというのが県のほうから示されたかと思います。その中で示された内容について、経費の負担や人員配置などがどうなっていくのか、具体的な数字も押さえて教えていただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 奈良県の消防広域化の関係でございますが、まず初めに奈良県が目指している奈良県広域消防運営計画についてでございます。

国の基本指針に基づく消防管轄人口30万人以上の規模の消防本部、また常備消防を持たない村の解消のため、平成19年度に策定された奈良県市町村消防の広域化推進計画を受けて、最も大きなスケールメリットが期待でき、かつ最も住民サービスの向上が図れるとした県内13消防本部を1消防本部体制とする広域化の実現を目指すものとされております。

次に、現時点におきまして奈良県消防広域化協議会が示しております広域化に伴う費用負担及び人員配置についてでありますけれども、質問者もおっしゃいましたように平成24年1月6日開催されました奈良県内の13の消防本部の管理者が出席をされました奈良県消防広域化協議会第1回小委員会において示されております資料がございますが、この資料は奈良市、生駒市がこの協議会から脱退される前のものとなっておりますことをまずあらかじめお断りを申しあげておきますが、その資料によりますと、広域化後の組織、広域化に伴う経費的経費の負担シミュレーションなどが示されております。

まず、広域化後の組織についてでありますけれども、総務部門及び通信部門を統合すること

により、現行の消防力を維持しながら約100人の人員削減が見込まれるということでございます。

次に広域化に伴う経常的経費についてでありますけれども、このシミュレーションは広域化後の人員削減後の形を提示すると構成団体において利害関係が対立するために、人員を現在の数と変えずに試算をされておりますが、平成25年度に総務部門を統合し、平成28年度から通信指令部門を統合する形で試算をされたもので、平成28年度の通信部門統合時においてもむしろ県全体で約1億4,100万円の経費がふえる結果となっております。また、西和消防におきましても約6,300万円の経費がふえる結果となっております。

以上申しあげましたように、消防広域化に伴う経費負担につきましては、奈良市、生駒市の脱退後のシミュレーションが本日現在のところまだ示されておらず、残る11消防本部での協議が進められているところであります。ことしの2月27日に奈良県消防広域化協議会の幹事会が開催され、またいろいろ協議をされていると考えております。以上です。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 県のほうから示されたシミュレーションの中で、なかなか具体的なものもわからないながらも、平成28年度から西和消防としては経常利益が6,300万円ふえると。このことは、はっきり示されているというのと、あと総務部門を統合することによって現行の消防力を維持しながら約100人の人員削減が見込まれるということ、今の段階で今後100人の人員削減を見込んでいる、このことについては確認ができるというふうに思いますが、特に経費の問題でいいますと、経常経費ということなので、6,300万円、西和消防の負担というのは毎年それ以上の金額がふえていくというふうに県のシミュレーションでは示されているというふうに思うんですが、広域化することによってはっきり負担がふえるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 冒頭申しましたように、このシミュレーションは13本部での試算でございます。11本部、現在、体制での、今、広域化協議会でのまたシミュレーション等も試算されているやにも聞いておりますので、それを見ないと何とも言えない状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 13の消防本部が参加されている中で示されたシミュレーションですが、私は、奈良市と生駒市が抜けるということによって、今後さらに負担はふえるのではないかというふうに感じています。その点については、今後、しっかり見きわめていきたい

というふうに思います。

それでは2点目ですね。西和消防組合の協議の状況と今後の流れについてということでお聞きしたいんですが、今回、消防の広域化問題を考えるにあたりまして、斑鳩町は現在近隣7町で組織する西和消防組合に属しているの、最終的に県の広域化に参加するのかわからないのかという判断は、当然、西和消防組合の中で協議をして結論を出していくべきかというふうに考えますが、県のシミュレーションが示された後、西和消防組合の中ではどんな協議が行われているのでしょうか。また今後、最終的に結論を出すに至るまで、どのような手順を踏んで、どのような流れの中で協議が行われていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 消防広域化に伴います西和消防組合での協議と今後の流れということのご質問でございます。

奈良市、生駒市の協議会からの脱退などの状況も受け、ことしの2月7日に西和消防組合を構成いたします西和7町の消防担当部長、課長によります会議を開催し、協議をいたしております。その中では、現状の消防力を低下させることなく、経費の抑制を図るためには、現在検討をされている消防組織の広域化は有効な改革であるとされていると。しかし、奈良県消防広域化協議会の現状では、広域化後の人員配置や、本署・分署等の配置、車両の配置等と、広域化後の検討課題として問題を先送りし、ほとんど議論はされていない状況であります。そのような中で、財政負担だけが増加する計画案が示されていると。また負担増に見合う効果は何か、明確な将来構想も示されていない、こういう状況からこれらのことがこの協議会においても指摘をされ、協議検討が進められてきたけども、いずれの課題も整理をされていない状況であるというふうにこの消防の担当部課長会議では話が出てまいりました。

これらのことから、西和消防組合を構成する7町としまして、西和消防組合管理である王寺町から十分な議論を尽くし、それぞれの課題について一定の合意を得た上で計画案を策定し、協議会に示していただきたい旨も提言をしていただくことになりました。今後、西和消防組合といたしましては、当協議会のそれぞれの課題に対する検討、調整の動向を見ながら、構成団体である西和7町で協議していくことにされております。以上です。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 期限が、平成25年度からスタートをするということで、それまでに結論を出さなければいけないというふうに県のスケジュールでは決まっていますが、しかし前回の質問でも言いましたが、十分に判断できないと。今、西和消防本部としても県に対してきちっと資料を、明確な数値も含めて、資料を今後どうなっていくのかというものを示

してほしいというふうに意見をあげていただいておりますが、果たして、もう残り短い期間の中でそれがちゃんと確認できるのかという点も私は非常に不安ですので、県に対して、その辺のところも強引に進めることのないようにということで意見をあげていただきたいというのと、あともう1点、今回この消防の広域化を議論するにあたって、現在の、今、県下、特に西和消防の消防力がどういうふうになっているのかということについて、前回の質問でも少しふれましたが、今、西和消防の職員数がどうなっているかという点について確認をしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 西和消防組合の現行の職員数は、平成23年4月1日現在で164人です。国の消防力の整備指針に基づく基準では208人となっており、44人の不足でございますけれども、充足率は79%というふうになっております。

なお現在、11本部で進められております広域化後の具体的な組織については、まだ示されておらないところであります。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、西和消防の消防力、職員さんの数ですね。国の基準で示される数値としては208人、人口に対してそれぐらいの職員さんが要りますよと示されていますが44人足りない。今、充足率は79%ということですので、私は、この今回、広域化の議論をするにあたって、そこをどう国が示す基準に引き上げるのかという議論があつてしかなるべきでしょうし、県のほうも広域化を進めるということであれば、そうしたものがきちんとクリアできるシミュレーションを示してくるべきだというふうに考えます。しかし、今の県のほうから示されている広域化の方針というのは、私は、比較的消防力が高い地域と、消防力が弱いといわれているような地域を、いうたらその差を薄めるような広域化の進め方になってしまっている。県は、消防力を平準化するというふうにおっしゃいますけれども、本来、今足りていない消防力の基準を底上げするというような形での議論ではなくて、まさに地域によっては負担増になってしまうような広域化であれば、私は、今求められている、その消防力の向上、充実というのはしっかりと果たせない、そういうふうに考えます。

そこで、町として、今、部長がおっしゃいましたように、充足率79%、他の市町村と比べたら県下では充足率は高いほうなのかもしれませんが、その基準に達していない状況について、私は今後改善をしていくという必要があるというふうに考えますが、町のほうではどのような認識を持たれているのでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 西和消防組合の現行の職員数についての今後の方向性といいますか、町の考え方についてでございますが、先ほどもご答弁させていただきましたように、平成22年5月に奈良県消防広域化協議会で作成されました消防力の整備指針に基づく整備状況では西和消防組合の消防職員数の充足率については国の基準を下回ってはおりますものの、県内の消防組合の中では充足率は高い状況となっております。しかしながら、東日本大震災などの大規模災害の発生に対処するためには、さらなる消防職員の増員も必要であると考えられますことから、今後、西和消防組合を組織する西和7町とともに協議をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ぜひ、西和消防としてやはり基準にしっかりと見合うような形で、今後、職員数について消防力を向上させていくということで協議をしていっていただきたいというふうに思います。

それと、あと問題点をいくつか挙げたいと思うんですが、その広域化されることによって県全体で通信部門の統合によって現場に職員を回せるというふうに県が示していますが、私は実際はそうならないのではないかとこのように感じています。先日、日本共産党の県会議員団がそれぞれの消防本部で聴き取り調査を行いました。現場では管理部門、現場部門とはっきり分かれていないのが現状だとのことでした。中でも救急ですね、119番の電話対応が消防署の業務のかなりを占めており、火災などは全体から見るとごく一部であるということでした。実際の数字で見ると、36万都市の奈良市では年間3万5,000件の通報があって、この15万都市の西和消防では年間2万件の通報があるとのこと。県は、通信部門だけを統合して人員調整を図って現場に職員を回すという構想を示していますが、こうした現場の状況から考えても県の言っていることは机上の空論にすぎないのではないかとこのように考えます。また、県の示すシミュレーションでは、広域化後のそれぞれの消防本部の人員配置というのは具体的に示されておらず、とりあえず広域化して、その後に考えていきたいと思いますという非常にあいまいなものであります。今回、県から示されたシミュレーションを見て、広域化することによって負担ばかりがふえ、実際に西和消防として人員配置がふえるなど、具体的に消防力が向上するという試算が何も示されていないのに、広域化すればよくなるということばかり言って、広域化ありきで協議を進めようとする県の姿勢については私は非常に不満があります。

そして現時点では、とりわけ西和消防組合に参加をしている広域7町の住民にとって、この今回の広域化というのはプラスにはならないというふうに考えています。そもそも、先ほ

ど言いました、県が進めようとしている広域化というのが全体の底上げになっていないという問題について、負担がふえる地域、当然、奈良市や生駒市というのは既に脱退を決めています、そうした、その奈良市や生駒市以外にも不満の声が上がっているというふうにお聞きをしています。そして、今求められているのが消防力の強化・充実ということであって、国基準に届いていない地域の消防力を充実させようと思えば、やはりきちんとお金をかけて職員をふやすなどの体制強化が必要であって、国や県がきちんとお金を出して市町村だけでは補いきれない部分をしっかりと補強していくという姿勢がなければ改善できない問題だというふうに考えます。

さらに、先の東日本大震災では、現地の消防職員、自治体職員が命がけで住民を守るために大奮闘をされました。みずから犠牲となってでも住民の命を守ろうとする献身的な活動があったといくつも報道されています。こうした住民にとって、なくてはならない大切な仕事をする公務員の皆さんを、効率優先で人員整理をしたり、無理な仕事を押しついたりするようなことは間違っているというふうに思いますし、それは住民にとってもマイナスであると考えます。

今後、地域の消防力強化向上のために、町にとって、また西和消防にとって、その地域に住む住民にとって、何が必要なのか。さらに現在、県が進めようとしている消防の広域化がこの地域の住民にとってプラスになるのかどうか、その点についてしっかりと見きわめて判断していただくということを強く要望しておきたいというふうに思います。

また今後、広域化協議会の中で示される資料等については、議会にもきちんと報告をし、資料も提出をしていただきたいということもあわせて要望をしておきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（嶋田善行君） 以上で14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて8番、小野議員の一般質問をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従って質問をしていきます。

なお、このICレコーダーの議場への持ち込みにつきましては、事前に議長に申し入れまして許可をいただいておりますので、ご了解のほどよろしく願いいたします。

それではまず、質問事項の1として定期監査報告書について、その1として平成22年度定期監査報告書の「Ⅲ．報告に添える意見」への認識と、平成23年度での対応を問うとの質問ですが、地方自治法第199条第10項では、監査委員は監査の結果に基づいて必要が

あると認めるときは当該普通地方公共団体、つまり斑鳩町のことですが、斑鳩町の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができると、このようになっております。

また、昨年の3月議会初日の議会招集のあいさつで、町長は「公表の中でお受けいたしましたご意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営を進めてまいります中で十分に配慮し、さらに合理的、効果的な行政運営に反映させてまいります」と、このように述べておられます。

そこで、平成22年度定期監査報告書にある「Ⅲ. 報告に添える意見」への認識と、平成23年度の事業推進の中で組織及び運営の合理化に資するためどのように対応されたのか、お示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） まず初めに、事務事業の絶えざる見直しについては、監査委員のご指摘のとおり、現下の社会経済情勢におきましては町が独自で実施する単独事業の財源確保は今後、ますます厳しくなっていくものと認識をしております。そうしたことから、予算の編成に当たりましてはこうした厳しい現状を職員一人ひとりが十分認識し、歳入歳出全般に渡り抜本的な見直しを進めるとともに、限りある予算の中で住民ニーズや時代の要請にこたえるよう優先施策への重点配分を行っているところであります。この予算編成を通しまして、国や県の補助整備のある事業や法律が定めた国の制度による事業、そして町単独事業、すべての事務事業について一つ一つその内容や数量・金額を聞き取り、確認・精査することはもちろんのこと、事務事業の必要性や効果などを見きわめております。こうした地道な作業により事務事業の見直しについて対応をしているところでございます。

次に2つ目、職員がリーダーを目指す機運については、国の権限移譲や社会経済情勢の変化など、行政を取り巻く状況が大きく変化する中、本町では分権型社会にふさわしい組織に変容させていくため、組織の担い手である職員自身の能力開発と意識改革の推進に取り組んでいるところでございます。その中で、平成21年度から試行的に人材の育成と活力を強力に推進するための中心的なシステムとして人事考課制度を実施しています。この制度は、まず本人による考課、所属長による第1次考課及び第2次考課を経て調整を行います。また、考課を行う前の事前面談及び結果面談という2回の面談を行うことにより、職員自身の行動や業務の改善に関して「気づき」を与えたり、お互いに業務を遂行する上での共通認識を持つことができるなど、職員の資質向上、また組織全体のレベルアップを図ることを目的としているものでございます。

また、職員研修といたしましては、奈良県市町村職員研修センター及び市町村職員中央研修所、いわゆる市町村アカデミーなどが主催をする各種一般研修や専門研修に参加をし、政策形成能力、業務遂行能力などを高め、職員の資質向上に努めております。

こうした人材育成への取り組みにより、リーダーを目指す職員の育成、活力ある組織づくりに努めているところであります。

3つ目、最後の3つ目でございますが、秩序的な発注価格の維持については、応札価格が予定価格を上回る入札不調につきましては、平成22年度では8件、平成23年度では平成24年2月末現在で2件となっております。入札不調に終わった案件につきましては、それぞれ発注担当課におきまして最低応札者と競争入札時に定めた予定価格等の契約状況のもと、随意契約の協議に入るとなっております。

なお、この協議におきまして契約に至らなかった場合には、設計図書の変更などを行い、再入札に付しているところであります。再入札を除くこれらの随意契約の対応につきましては、最低応札者との協議により価格の決定を行っているところであり、また予定価格と応札価格に大幅な差異があれば、監査委員もご指摘のとおり、必要な措置を講じた上で再入札を行うべきであるものとの認識のもと、このような対応をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 平成21年から試行的に人材の育成と活力を強力的に推進するための中心的なシステムとして人事考課制度を実施しているとのことですが、私には全くなじみのない「考える」という「考」と、ごんべんに「果実」の「果」と書いて「考課制度」、このことの意味も少し調べましたが、この考課という言葉が今新たに出されてきたので少し驚いておりますが、この人事考課制度の具体的な実施についてもお伺いしていきたいのですが、これはまた別の機会に聞くとして、市町村アカデミーの研修に参加し、政策形成能力、業務遂行能力などを高め、職員の資質向上に努めているとのことですが、このことも大切なことですが、以前のように2名の職員を県への出向制度で研修するほうが、いろいろな意味でそれこそ効果、先ほどの考課ではありませんが、効き目があると、そのように私は思いますが、その点についての認識をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 奈良県への実務研修の派遣につきましては、実務を通しまして専門的な知識の取得や能力の開発、また研修職員の研修員同士の情報交換など、今後の業務の遂行に大きく役立ってきたと考えております。そうした中ではありますけれども、平成16年度

以降途切れております。といいますのは、退職者の補充を行えないなど、職員数の削減に努めてきたところでありまして、業務に支障を来すことのないよう今申しあげましたように、平成16年4月以降は奈良県や奈良県土地開発公社への職員派遣は行っておりません。しかしながら、非常に効果があるということを認識しておりまして、新年度、平成24年度からは奈良県及び市町村職員の相互派遣実務研修という制度がございます。そうしたことから、4月1日、平成24年4月1日から翌年の3月31日の間におきまして職員1名を県に派遣する内容で、現在、県との調整を進めておりまして、おおむねその方向で受け入れてもらえるということになっております。また、相互派遣であることから、県から職員1名を斑鳩町に受け入れる方向で、今現在、調整を進めております。

なお、平成25年度以降につきましても、町行政の適正かつ能率的な運営に資するためには非常に効果がある事業でありますので、平成25年度以降も、できる限り派遣できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） もう16年からということは、大分あいてたと。いろいろな事情があって中止されていたと、そのように感じておりますが、やはり出向研修の中で、県の職員、また国から出向してきている職員、皆と同じ釜の飯を食いながらというんですかね、同じ問題について議論していくと、これほど大事な研修は私はないとそのように考えておりますし、また研修、出向研修から帰ってきた職員にとっては、県の職員とのつながりも太いパイプもできると思いますし、今後の町行政を進めていく上では欠くことはできないものだと、そのように常々思っておりますので、今後はいろいろな事情もあると思いますが、できるだけ継続して職員の育成に努めていただきたいと、そのようにお願いしておきます。

それでは次に、本定例会初日の議会初日のあいさつでも町長は、監査の中でお受けいたしましたご意見や指摘事項に対しましては、今後の行政運営を進めていく中で十分に配慮してまいりますと述べておられます。それでは、その2の質問として、平成23年度定期監査報告書の「Ⅲ．報告に添える意見」への認識をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） それでは、平成23年度定期監査報告書の3番目、報告に添える意見への認識でございます。

まず初めに、1つ目には保有財産の効率的運用については、監査委員がご指摘されましたとおり保有財産が少なければ、それだけ維持管理コスト削減や犯罪発生の危険回避の可能性が出るとともに、固定資産税等の歳入増にもつながることは認識をしているところでござい

ます。これまでも、処分を含めた活用の検討は行っているものの、議会のほうからも他の事業への活用など種々ご意見をいただいております、それらを含めて精査していかなければならないものと考えております。また、処分という点では、特に、町営住宅跡地については進入路の幅員が狭いなど、そもそも土地利用が難しい場所に存在している所もございますが、監査委員のご指摘を受けとめ、時間を要することにはなると思われますが、処分の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に2つ目、一括交付金については、地域自主戦略交付金として地域の自由裁量を拡大するため、地域自主戦略大綱等に基づき、平成23年度に創設されたところであります。この交付金の目的といたしましては、地方自治体が対象事業の中から自主的に選択した事業に要する費用に対して交付を受けることで、各部署の枠を超えて、地域の実情に即した事業を的確かつ効率的に実施することとなっております。平成23年度につきましては、第1段階として都道府県分の対象事業は一括交付金化され、平成24年度については都道府県分の対象事業が拡大され、政令指定都市分が新たに追加となる予定であります。政令都市以外の市町村分につきましては、平成25年度以降の導入となりますが、全体の総額で1兆円強を予定されており、この交付金を大いに活用できるかどうかは市町村の力量にかかってくるものと認識しております。本町といたしましても、この交付金の特長を生かし、最大限に活用したいと考えており、そのためにもご指摘のありました職員の能力のレベルアップが必要であると感じているところでございます。

こうした中、政策形成能力、業務遂行能力等を高めることから、人材育成研修等による職員一人ひとりのスキルアップを図りつつ、国の動向を的確に把握しながら、住民ニーズ及び本町の課題にみずから対応していく職員を育成してまいりたいと考えております。

次に3つ目、催し物チケットの販売につきましては、監査委員がご指摘されておられるようなチケットの引き受けによる癒着が生じるようなことは、そもそもの目的からそれることはもちろんのこと、あってはならないことと認識をしております。今後、催し物を開催するにあたりましては、新たな来場者の獲得や、リピーターの継続的な確保ができるよう、マンネリ化した内容ではなく、創意工夫を凝らし変化をつけた内容にするよう努力するとともに、さまざまな年齢層にも配慮し、魅力の高い催し物を企画してまいりたいと考えております。あわせてPRの方法等につきましても、従来の町内在住者へのチラシ配布や町内各施設へのポスター掲示だけでなく、より広く周知できるよう効果的な情報発信媒体を研究し、PR活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、各審議会や委員会の人材につきましては、町行政に関する重要な政策や方針等を審

議、決定する機関として設置をしており、それぞれ審議会等の設置に関する規定に基づき学識経験を有する者、または専門的識見を有する者、あるいは公募による者などの登用を行っております。定期監査でご指摘をいただいておりますように、在職期間の長期化や他の審議会委員等を兼ねている委員等も存在をしております。委員の選任につきましては、設置目的や委員に求められる役割があることから、適材適所な人材の選任を行うとともに、社会経済情勢、住民ニーズの変化などに伴う行政需要の複雑化・多様化なども踏まえまして、より幅広い層から多彩な人材を登用できるよう人材の発掘に努めてまいります。

最後に事務処理については、町税や保険料、町営住宅家賃等の滞納に対する事務手続について厳正かつ早い段階での対応が重要であるのご指摘をいただいております。町税をはじめ、保険料、町営住宅家賃等は町政運営において極めて重要な財源であるとともに、受益と負担の観点からも公平性や公正性の確保は重要であり、滞納者への対応を早期に行うことや、また厳格かつ早期に滞納処分等を行うことが肝要であると認識しております。しかしながら、一部の滞納者につきましては現実に納付が困難な方もおられますことから、個々の生活状況等を十分に聴き取りする中で、適正な対応に努めているところでございます。

今回のご指摘を踏まえ、関係法令等に基づいて引き続き厳格かつ早期に、また適正に事務を執行してまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 保有財産の効率的運用、処分という点では、特に町営住宅跡地については進入路の幅員が狭いなど、そもそも土地利用が難しい場所に存在している所もあることからと申すことですが、時間を要するという点で、そのように申しあげられておりますが、どこの町営住宅の跡地かは別にして、私的にですよ、私的には「何を今さら言っているんだ」とそのような気持ちです。いわば土地活用方法のアイデア、いろんな意味でどのようにその土地を活用していくんだとか、そのことによって遊休地になったときはそういうものが活かされて処分も可能になってくるんじゃないかなと、そのように思っておりますので、この際、そのアイデアをもうちょっと出し合っただきたい。そのようなことを申しあげておきます。

また、住民ニーズ及び本町の課題にみずから対応していく職員を育成していくとのことですが、一例を挙げてその善処方をお伺いいたします。それは都計道路、法隆寺線と通称服部道との交差部分、ここには横断歩道の表示がありません。そのことで地元からも要望があったと聞いておりますが、このことは公安委員会の範疇なので、なかなか進展していかないのですということもお聞きしました。このことはね、どういう要望、どういう状態での、立

ち話で職員に話をされてたのか、また正式に要望書で上がっていたのかは、私は確認していませんが、その住民にとってみては、職員のだれかにでも言うてると、いろいろな会合の中であそこは危ないでと、いうことで言っているということで、要望してるというような感じでしておられるんですが。確かに横断歩道を設置するということについては、県の公安委員会の範疇であって、その費用も公安委員会、県の費用でということになると思うんですが、そこへ持って入るのは、やはり地元町の職員ではないのかなと、私はそのように思っております。そういったことから、このようなことは住民ニーズにみずから対応していくこととはなっていないと言わざるを得ないが、なぜこの箇所に横断歩道の表示ができないのか、その理由も含め、副町長の所見をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 当該の交差点につきましては、法隆寺線の供用開始時の平成15年度より、毎年、横断歩道及び信号機を設置していただけますように、公安委員会に要望を続けているところでございますが、交通量等、設置するための条件が整っていないことから実施に至ってない状況でございます。ただ、近年、生き生きプラザの新設や診療所とデイサービスの機能を持った施設が開設されるなど、周辺の状態も変化してきておりますことから、今後、いかるがパークウェイの延伸など、交通量の変化も考えられることから、6月期に毎年要望しておりますが、周辺の状態等の変化も説明しながら西和警察署へも申し入れを行っていきたいと考えております。

ただもう1点、住民さんの要望を受けたわけでございますけども、住民の方々からのご意見や要望に対しましては、どのような形であれ、話を聞いた段階では、その後、その結果を誠実に対応すべきものと考えております。町の職員といたしましては、住民の方々へのサービスの向上のため、その資質向上に努め、今後も住民さんへの対応等につきまして誠意ある対応を行えるよう、指導を徹底してまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） なかなか住民の要望を、言ってるからとかいって、なかなか実施できないというのは、私も長年、議員を務めさせてもらってますので、予算措置からいろいろなことが必要やということも十分認識しておりますのでね。ただ、住民にとっては言えばすぐできるというふうに、いつもそのように思っておられると思いますので、できるだけ迅速な対応をお願いしたいなど。議会で話しすればすぐにできるんだとか、そういうぐあいに思っておられる方もたくさんおられますのでね、なかなか予算で動かしていく、この行政に対してはなかなか難しいところもあると思うんですが。常日ごろ、6月に公安委員会との、毎年、

要望というか、ヒアリング的なものがあるように今伺いましたけど、毎年1回ではちょっといろいろあると思いますので、この機会に、それらのこと、ことしの6月には優先順位を上げてもらえるような話もしていただきたいなど。ちょうど今、副町長がおっしゃったように、供用開始の当時はあまり歩行者もそうたくさんいなかったんじゃないかなというふうに認識していますが、それからの変更ですぐに対応できるような形を今後もとっていただきたいと、そのようにお願いします。

この定期監査報告書の「報告に添える意見」は、決して事務事業の執行上に問題があったとか、また不正やずさんな面があったという意味ではなく、監査委員さんが監査規程及び地方自治法の規定に基づいて、組織及び運営の合理化に資するためと、提出された貴重なご意見であると私は認識しておりますし、皆さんにとって的確に理解して、常に生かしていただきたい。皆様の机の横にこの意見書を置いておいてもらって、常に見ていただきたいと、そのようにも思います。

それでは、次の質問に移ります。都市計画道路法隆寺線のその後について、その1として用地交渉の進捗状況とその見込みを問うとの質問ですが、先日の建設水道常任委員会でも伺いたしましたが、難航している用地交渉の交渉状況とその見込みをお示してください。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました都市計画道路法隆寺線の用地交渉の状況ということでございますけれども、現在、地権者の方に対しまして用地の提供にかかります代替地の具体的な計画案をお示しいたしまして、ご検討をいただいているという状況でございます。これまで用地の協力に関しまして種々条件や計画案をお示しをさせていただきながら交渉を続けてまいったところでございますけれども、現在、代替地の計画案に対する利便性等の状況などについても、先方のほうでご確認をいただいているという状況でございます。また、近日中には現地での説明に応じていただくなど前向きにご検討をいただいていると、このような状況になっておりますので、報告をさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 私はちょっとミスって通告していたのを1つ飛ばしましたので、議長もちょっと慌てられたのかなと思いますねんけど、その質問はしないということでよろしくをお願いします。

それでは、この用地交渉ほど難しいものはありません。いろいろ品をかえ手をかえ、住民のためにしつこく交渉してもらいたい。そのことでの議論はまたの機会として、それでは、法隆寺線の計画決定から現在までの経過と、中央公民館の事業経過及び用地交渉中の民有地

の経過などをお示しく下さい。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 都市計画道路法隆寺線の計画決定から中央公民館の建設、それから交渉の対象地の状況、あるいは現在の供用状況ということでご説明を、時系列を追ってご説明をさせていただきたいと思います。

この都市計画道路法隆寺線は、昭和42年8月に都市計画道路法隆寺線といたしまして都市計画決定がなされております。翌年の昭和43年6月には現在交渉をさせていただいております対象地の土地を現在の所有者が取得されたという状況でございました。その後、57年9月に中央公民館の建築に着工をいたしまして、翌58年9月には完成をして竣工をいたしております。その後、平成2年11月になりますけれども、この対象地に現在の物件でありますマンションが新築をされております。法隆寺線につきましては、平成8年度からこの事業に着手をいたしてございまして、その後、用地買収あるいは工事を進めてまいりました。この対象地の方には、平成10年1月から用地の協力についてお願いにまいって交渉を開始をしたというところではございまして、その後、継続をして用地協力をお願いをしておりますけれども、現在、平成21年4月から現在の状況で法隆寺線を供用しているという状況になってございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今のその時系列的に説明をいただきましたので、昨年の9月議会での私の疑問点が1つはっきりとしました。昨年の9月議会での答弁では、「公民館の進入路として利用されていた通路を含めて、法隆寺線の道路整備を行った関係上、従前の機能を復旧する必要から、公民館の通路につき通り抜けできない旨の看板を設置した」、このようなご答弁でしたが、これはもう部長もお気づきだと思いますが、考え違いも甚だしく欺瞞と言わざるを得ない行為です。

なぜなら、法隆寺線の都市計画決定がされてから15年後に中央公民館、町の事業ですね、建設工事が着手されておりますので、当然、その施工図面というのですか、施工計画図面というのですか、民間でしたら確認通知書の中に、その都計道路が描かれているということなんです。だから、「公民館の進入路として利用されていた通路を含めて、法隆寺線の道路整備工事を行った」というのは逆で、都計道路が整備されるまで、公民館が計画決定されていた都計道路用地を進入路として仮に使用していたことになります。あのような看板を設置することはナンセンスです。また言い方を変えればいき過ぎで、行政運営としては間違いです。私はすぐに撤去されるよう、町議会議員として行政に対して忠告します。

それでは、9月定例会での答弁、それに対する私の意見、提案等を再確認して、町有財産である中央公民館の今の進入路ですね、これの活用について、再度、教育委員会からのご答弁をお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、ご質問いただきましたのは平成23年9月の定例会におきまして、今、中央公民館の中の進入路をそのまま25号への通路として活用すればいいじゃないかといったことに対する答弁という形でさせていただきたいので、ご理解を賜りたいと思います。その9月の定例会におきまして答弁をさせていただいたところでございます。同じ答弁になると思いますが、よろしくをお願いいたします。

この通路から中央公民館の敷地を通過して国道25号へ抜けるということになりますと、当然のことながら、中央公民館の正面玄関前のスペースを縦断するということになります。その場合、北側の国道から中央公民館へ歩いてお越しになる方、あるいは自転車等を利用して来られて北側の自転車置き場から正面玄関へ来られる方の安全面、あるいは自動車でお越しになりまして正面駐車場に駐車される場合であっても、通路での方向転換等の動きもあるわけございまして、これらの状況を見ますと公民館利用者も住民の方がほとんどでございますが、安全性を確保することが重要でありまして、こうした住民の利便性と安全面を考えた場合、当然、安全面を確保することが優先すべきこと、優先すべきものであるということから通り抜けを認めることは考えておらないということでございます。

また、休館日やあるいは夜間の閉館時間に国道側を開放するとなりますと、この通り抜けを容認していることとなりまして、通常の中央公民館の開館時の通り抜けの通行量も増加すると容易に推測されるところございまして、公民館利用者の危険性も、したがって高くなるということから、休館日や夜間の閉館時間でありまして国道25号への出入り口は開放しないという考え方でございます。

また、質問者が9月の定例会でおっしゃっておられます災害時における避難等も考慮してということがございますが、災害時につきましては避難施設でもありますことから、休館日や夜間におきましても、中央公民館への進入路として迅速に対応してまいりたいというふうにご考えてございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 前回のときも、前回というのは9月議会にもちょっとしっかりとものを言おうと思ったのですが、それは差し控えたんですが、今回はその2段階の形という形で私は今から申しあげます。しっかりと答えてほしいと思います。町有財産のこの施設利用者

の安全面を確保することが、住民の利便性や付近住民の安全面、あそこを閉鎖することによって万葉台の狭い町道に車が流れていく、それらよりも一つの施設の利用者を優先させるといふ、そのような考えは当然だというような考え方で、今ご答弁されましたけれども、これは行政全般の運営としては少し問題がある、私はそのように思います。それでは、通り抜ける車両は、駐車場利用の施設の利用者の車両とどのように違って危険なのですか。安全性を保つて、危険なんですか。それからまた、通り抜けるを認めることはできない、町の施設管理者としてできないのなら、通り抜けるの車両をどのように見きわめてどのように取り締まっているんですか。取締りですよ。認めないのやったらそこを通られるのを取り締まらなければいけないでしょう、施設管理者としては。どのようにしているんですか。現実的に。

それとさらに、災害時については、避難施設への進入路として迅速に対応していきたいと。今、どのようにしておられるんですか。例えば、災害が発生したときには、どのような指示系統、命令系統というんですか、教育長から災害が起きているからそこを開けよと、そのような伝達がどのようにされて、できて、そしてだれが、その国道側を開放するようになっているんですか。そのマニュアルとか。災害っていつ起こるか分からないですね。その鍵をおろす人はだれというぐあいに責任持ってやっているんですか。やはり、付近の住民にとってみては、あそこに閉鎖しているということは、避難場所であるがゆえに閉鎖されるということに対してはものすごい不安なんですね。そのようなこともどのようにされているのか、今ここでお示し願いたい。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、教育委員会のほうに2点ご質問があったというふうに解釈をしております、まずその今現在の通り抜ける車両についてどういった取り締まりをしているのかといったご質問でございます。現況におきまして、どの車両が、その国道から入ってきた時点で通り抜けるをするのか、それとも公民館を利用するのか、いったことについて把握した上で、当然、取り締まりをするならですよ、取り締まりをするなら当然、そうしたことを見きわめた上でするわけでございますけれども、入ってきた時点でそれを見きわめることは当然として難しい、南側から抜ける車両についても同様でございます。もしするとなれば、常時そうした人員をそこに配置した上でしていくということになります、そうしたことは今はしておらない。あくまでもこれは、住民の方々のモラルに期待をするしかないのかなというふうに考えているところでございます。

もう一方の、その災害時に即時対応することについてでございます。当然、その災害時におきましては、災害時対策本部が町に設置をされるわけでございます、その段階で、どこ

の施設を避難所として使用するかというのを早時に決定されるわけでございます。その災害対策本部の指令によりまして、当然、教育委員会所管の建築物あるいは施設を利用する場合は、当然、役場、教育委員会の事務局の中にそのそれぞれの施設の鍵も保管しておりますので、当然、その保管をしている鍵を使うか、あるいは近所にすぐに駆けつける職員がおる場合、両方ございますので、早い対応をできる者から対応をしていくということになっております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 私は3点質問してます。だから、最初に言ってるように、通り抜けの車両は、駐車場を利用される車両とどのように違って危険なんですか。駐車場を利用する車両も入ってくるんでしょ。その人は安全なんですか。その通り抜けの車は危険だから安全を守るためと、そのように車両の見きわめもできないのに、その安全を、危険だと、だから安全を、施設利用者の安全を確保する必要があるんだとそのように答弁されてますよ。その点はどうなんですか。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 施設を利用される方の車両と通り抜けをする車両と危険度は同じだというふうにおっしゃっておられるのか、ちょっと僕の誤解かもわかりませんが、当然、施設を利用する方につきましては、当然、その施設の中央公民館でございましたら中央公民館の駐車場、あるいは東側を回っていただいて地下のほうにとめていただく、その南方の駐車場にとめていただくということになりますけども、その必要以上の車両については、当然制限をすべきであろうという考え方でお答えをしたということで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 利用者の安全を確保する必要があると。それと以前もそのようにおっしゃってるんですよ。今回も特に住民の利便性、私はこれを言うてるんです。住民の利便性のために、認めよとは言うてないんですよ。黙認してくれと。そういうことはできないやろうということで。それで、そういうことを言うていたら、住民の利便性と利用者の安全面を考えた場合、当然、安全面を確保することが優先されるべきものであると考えておりますから通り抜けを認めることは考えられないと、そのように答弁されているんです。どういうことなんですか、それは。だからこそ、私は聞いてるんですよ。利用する人も、施設を利用する人も、国道から車が入ってくるでしょう。だから、その歩行者に対して危険だと私は思うんですよ。通り抜けしても危険だと、通り抜ける車両も。それと、国道を渡って歩行者は

来ることはできないんですよ。また、あこに看板をかけてますやん、国道を渡らないでくださいと。あの国道には横断歩道も何もないし、絶対危ないんですよ。渡っていくことはほとんど不可能に近いんですよ。そのために斑鳩マラソンでも使っているあの狭い国道の下のあそこを皆通ってきて、しかも駐車場のほうじゃなくて、駐車場に行こうと思ったら階段を上らなあきませんねん。だから、そこを通ってスロープから通ってきて正面玄関に入るんですよ。そこで交差するというかね、そういうことが起きることは少ないんですよ。利用者の歩行者と車とのトラブルというんですか、危険性は少ないんですよ。そして通り抜けているのは利用者の車よりも数は少ないはずなんです。だからこそ、それは別にああいいうぐあいに先ほど申しあげたように進入路として通り抜けはできませんというような看板、ほんまに何であんな看板を書いてあげてるのか、私はいまだに納得できないんですよ。ほんまに嫌がらせとしか思われないうんですよ。

都市計画決定打ってあった道路の線が走っている、だからこそ、その中央公民館はああいいう形で建てている。そしたらその都市計画道路がなかなか事業決定は、その時点で、57、8年でしたらなかなかできないだろうと。だから、その用地としては買ってあるけど、それは中央公民館の用地でなくて、もう既に都市計画の計画が打ってある場所であるから、それを利用して、便宜的に通っただけの通路。あれは絶対に違いますよ、中央公民館への通路、専用通路では絶対ありませんから。あれは事業計画が実施された都計道路ですよ。それを供用するかしないかは9月の段階で説明受けてました。やはり公安委員会との協議も必要ですね。だけど、あれはあくまでも道路、皆の都計道路法隆寺線なんですよ。だから、ああいいう看板は立てるのは絶対間違ってると思います。その上で、構造上、国道から入ってきた利用者の車両がその都計道路を使って下の駐車場へ入っていくと。それと通過して行く、通り抜ける車と。それが歩行者、利用者、その人らに対してどれだけの違いがあるんですかと言うてるんですよ。

それと認識できないんでしょ。通過しているのかどうかということね。それらについてちょっとしっかりとした答弁をしてください。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 私、まず、ひとつだけ訂正というか誤解を解いておきたいんですけども。北側からお入りになる歩行者について、何も私は国道を渡ってとは申しあげておりませんで、北側の国道方面、すなわち役場の方向からいきますと歩道がついております。その歩道を利用して北側からお入りになるといったことで表現をさせていただいたので、その点をご理解を賜りたいと思います。

それと、今、都市計画道路等の絡みでおっしゃっていただいているわけですが、あくまでもおっしゃるように都市計画道路、計画路線の中には入ってございますが、昨年の9月議会でも都市建設部長から説明がございましたように、あくまでも供用を開始しているのは中央公民館の施設の東側の南側まででございます、それ以降につきましては従前の中央公民館の通路として今、利用しておると。供用が開始になれば当然、それ都市計画道路という話になるんですけども、厳然として今ありますのは、あくまでもあの部分につきましては中央公民館の通路として使用させていただいているということでございます。

それと、北側から通過する車両と中央公民館を利用する車両の危険性、どこに差があるんだといったご質問でございますけども、当然、危険が両方ともないとは言えないと思います。その危険性がないとは言えない状況の中で、より利用しない車両を、進入を許してしまうと、当然のことながら危険性は増していくのではないかとというふうに考えてございまして、何回も申しあげますけども、施設を利用される方も、通り抜けをされる方も、住民の方が大半であるというふうに考えております。それは確かでありましょう。ところがですね、この施設を利用する方々と町民の安全性を利便性とはかりにかけた場合、当然、安全性を第一に考えていくのが当然であるのではないかと、いったことから終始ご答弁をさせていただいているわけございまして、その点ご理解を賜りたいというふうにお願いします。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 昨年の9月議会でも答弁いただいて、私が教育長の立場だったらそのように言いますということも言うてたはずなんです。町有財産のひとつの施設、中央公民館の施設管理の責任者としては、当然、教育長、そのようにおっしゃるのは当然なんです。そして私は、そのことを無理やり話しているだけで、こういうことだから教育長はその施設の管理について大変苦慮されているんだろうと、そのように思っています。だからこそ、9月議会では答弁をいただいただけで私も意見を申しあげたんです。当然、それは施設の管理者としては、町有財産のひとつの施設の管理者としては、当然そのように考えてやっていただかなければいけないものだと思います。ただ、今の、この何年として都市計画道路ができない、一件の用地交渉が難航してるということ、ずっと難航している。今、都市建設部のほうから、その用地交渉での対案というんですか、案をどのような形でされているのか教育長はご存じなんですかね。公民館用地の一部を先方の駐車場の代替地にどうだろうということで交渉されているんでね、そのままですね。だから、やはり施設の管理者としてはそういうこともあるんだから、それは全体の利便性を図るために事業はやっておられるんだから、ある程度のことは黙認してもらえたらありがたいなと私は思ってね、声を上げて、気が弱いんで

すけど言っているんですね。これらのことで、副町長、全体のほうの中での話として、率直に何か町全体で、教育委員会とも話し合っただけで善処していただけるようなことは考えられないですかね。今の答弁、やりとりの中で。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今、質問者もおっしゃいましたように、教育長の答弁については施設管理者として当然安全を守ることに 대해서는ご理解をいただいておりますというぐあいに今おっしゃっております。当然、今現在、教育長も申しあげておりますように、当該部分については中央公民館の敷地でございます。やはり交通量、通行量がふえましたら、歩行者の危険も増すことからやはり現状のままでいくのが一番やはり安全からしてやむを得ない、やむを得ないというか当然であると考えております。ただ、そうした中で町といたしましては法隆寺線の、今、一件の残しておりますけども、これの用地交渉に全力を傾けていきたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） もう少し時間がありますので、録音もしてありますので、ガチンコの質問ですから、何を言い出すかわかりませんが、しっかりと答弁していただきたい。

そうしたら、看板上げてあるということに対して、どのようにお考えなのかね。やはり、その危険であるということに対しては、通り抜けの車も、教育長は量がふえるからということなんですがね。そしたら、夜間は別に問題ないやろと。夜間は開けておいてもいいだろうと。それで今回もですけど、前回も言っております。その夜間のことを開けたら、昼間のそれも呼び込むようなそういう表現でおっしゃったね、夜間開けておいたらね。だけどね、その通過しようとする車はもう数限られてるんですよ。夜が開いてたとか、まして開いてるだろうと思ってきたが閉まった。それで万葉台のほうへ逃げてみたり、それから吉田寺のほうへ逃げてみたり、そう広くもない道なんです。そちらへも逃げていくんですよ。だから、やっぱり開放しておくほうが私はいろんな意味でベターではないのかなと、ベストではないですよ。そういうことをやはり話し合いを教育委員会とも、それから町有財産の所有者である町長部局も、一応議論していただいて、できるだけそういう方向に持ってってもらいたい、そのように今お願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、8番、小野議員の一般質問は終わりました。

11時10分まで休憩いたします。

（午前10時54分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

次に、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、都市計画道路についてであります。

一般的に、都市計画道路とその他の道路とどこが違うのかお伺いします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ご質問の都市計画道路とその他の道路の違いということでございます。都市計画道路は、都市の骨格を構成する道路でございます。都市計画法の規定に基づきあらかじめ道路の経路や幅員などを定めることによりまして都市計画決定手続きがなされた道路でございます。都市計画道路の計画区域内におきましては、将来の事業の円滑な施行を確保するために一定の建築制限等がかかる、こういうことになっておりまして、以上のようなことが、一般のその他の道路と都市計画道路の違いということでございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 都市計画法に基づいてあらかじめ経路・幅員が定められ、都市計画決定がなされた道路が都市計画道路であるということはわかりましたが、都市計画道路の状況として直轄事業、いかるがパークウェイの全線が事業化決定しているのに、国の方針がどうも住民にわかりにくいものを感じております。なぜなら、国の当初予算は、この2年は1,000万しかつかず、その後1億円以上の補正予算がつくことが続いており、また県道大和高田斑鳩線から東側の区間は、ほぼ未着手のままです。それでは、いかるがパークウェイの全線の今後の進捗について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） いかるがパークウェイは、町域の中央を横断する斑鳩のまちづくりの根幹をなす路線でございます。昭和42年に都市計画決定がなされました。その後、昭和47年に国直轄にて交通安全対策事業として整備をされることになりました。既に小吉田地区におきまして、モデル区間400メートルの整備が行われまして、平成16年3月に供用が開始されております。ボランティア団体のご協力も得ながら、良好な道路環境の保全がなされているところでございます。その後、稲葉車瀬区間において、平成19年から岩瀬橋の橋梁工事に始まり、これまで順調に工事が行われております。またこのたび、国の第4次補正予算にも1億2,000万円の事業予算が計上されるなど、平成26年3月を目途に、この区間の供用が開始できるよう継続的に事業は進められています。さらに、三室・紅葉ヶ丘区間や、五百井・興留区間におきましても、地域の自治会や、その他の団体に対し

まして事業の状況及び道路計画に係る説明会が行われており、地域の皆様のご意見を聞かせていただきながら当該地域にふさわしい道路計画となるよう努めていただいているところですが、事業予算の確保がやはり大きな課題となっている状況でございます。

最後に、県道大和高田斑鳩線から東側の区間につきましては、ご指摘のような状況ではございますが、県道西側の区間の進捗状況を見据えながら計画の検討が進められていくこととなります。当町といたしましては、こうした地方道路整備の必要性、有効性をうたいながら積極的な要望活動を行い、国及び県との連携を図ってまいりますとともに、事業促進に向けた地元調整にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今後とも、いかるがパークウェイの進捗について、住民を迷わすようなことがないように情報公開に努めていただくことを強く要望いたします。

続きまして、町内の都市計画決定されている都市計画道路がどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 町内の都市計画道路の状況でございますけれども、いかるがパークウェイ以外の都市計画道路の整備の進捗状況につきましては、当町におきまして、現在、都市計画決定がされております路線は、郡山斑鳩王寺線、いかるがパークウェイですが、このほかに4路線がございます。このうち、法隆寺の門前を秩序的に保存整備するために計画をされました国道25号から法隆寺南大門までの法隆寺門前線と、法隆寺門前線の西側道路を起点に西里集落の南側を通り、史跡藤ノ木古墳に至ります法隆寺藤ノ木線につきましては既に供用を開始しているところでございます。

次に、国道25号幸前2丁目のいかるがパークウェイとの交点から、交点を起点といたしまして現国道25号を西進いたしまして龍田南2丁目中央公民館の東側を南下して、都市計画道路安堵王寺線に至ります法隆寺線についてでございますが、この路線は国道25号からいかるがパークウェイ及び安堵・王寺線のアクセス道路といたしまして、町域の南北を結ぶ機能を有する道路となっております。平成8年度から、国道25号から服部地区の区画整理区域までの680メートルの区間の事業に着手いたしまして、平成21年4月までに服部土地区画整理区域から中央公民館の南側までの区間について供用を開始しているところでございます。国道25号までの残区間につきましては、用地買収が残っております1件の交渉を継続し、整備予定区間の早期完成に向けて取り組んでいるところでございます。

最後に、町の南部を東西に走り、興留10丁目を起点にいかるがホール北側を経て、興留

8丁目から三代川及びJR線を越え、三代川に沿って西進し、西小学校南側から竜田川を渡りまして、神南5丁目の大和川堤防線を通りまして、国道25号に至ります安堵王寺線についてでございますけれども、東側は安堵町域を経て大和郡山で大和中央道に接続し、西側では三郷町域で計画をされております三郷川添線と接続する広域的にも重要な路線でございます。現在、未着手の状況ではございますが、JR法隆寺駅周辺整備事業におきまして、県道大和高田斑鳩線から法隆寺駅南口へのアクセスの確保のために活用できるものと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今の回答の中で、長期未着手の路線、区間についてどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 未着手の区間ということでございますけれども、現時点で未着手となっております路線及び区間については、法隆寺線につきましては国道25号と重複する区間となります中央公民館から幸前の郡山斑鳩王寺線との交点までの区間、それと現在供用を行っております服部区画整理事業区域の南側から安堵王寺線までの区間となっております。そして、安堵王寺線につきましては、斑鳩町内の全線が未整備区間となっております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 都市計画道路の決定がなされても事業化ができていない道路について、計画の見直しや計画の廃止は時代の変化や必要性の低下になされないかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 都市計画道路につきましては、ご指摘のように人口の増加等の変化等もございます。人口の増加の予測のもとに、市街地の拡大を見越して決定を行ってまいりましたが、既に人口の減少が始まっていることや、将来交通量の減少も予測されることなど、社会情勢の変化に対応する必要もあることや、都市計画道路区域内の土地の所有者の方に長期間にわたり建築制限を強いることになることから、改めてその必要性を見直す必要も生じてきているところでございます。このことから、奈良県におきましては、未着手の都市計画道路の必要性を検証するため、平成22年度に奈良県都市計画道路の見直しガイドラインを作成されました。自動車交通機能の観点、それから歩行者等の交通機能の観点、沿線自治体のまちづくり計画の整合性の観点、この3つの観点から都市計画道路の必要性の検証を行っていくこととされております。順次、関係をする市町村と協議、調整をしながら見直し作業に着手していくと聞いております。

本町といたしましては、先ほどお答えをさせていただきました本町の都市計画道路のうち未着手の区間でございます法隆寺線、あるいは安堵王寺線につきましてはいずれも奈良県が都市計画決定を行っております都市計画道路となりますが、これらの道路の整備を行うことによりまして慢性的となっております国道25号や県道大和高田斑鳩線の渋滞解消による交通の円滑化に加えまして、生活道路への通過交通の減少を図ることにより、歩行者や自転車の安全が確保できることから、自動車の交通機能、歩行者等の交通機能の向上にもつながるものと考えております。また、本町の都市計画マスタープランにおきまして、多様で魅力ある拠点を結ぶ道路ネットワークの形成を図るため、都市計画道路の整備を進める方針といたしております。災害時におきましては緊急輸送路としても役割を果たすことが期待できますことから、まちづくりとの整合性の観点からも適合しているものと考えております。

このようなことから、本町におきましてはいずれの都市計画道路につきましても必要であると考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 計画決定された道路については、どの路線も町の見解としては必要なものばかりで事業化に向けて努力していく考えであることはわかりましたが、計画決定され、事業化も決定されているのに着手されていない、いかるがパークウェイ、県道大和高田斑鳩線から東側の区間についての町の考え方をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） いかるがパークウェイは、国において全線が事業化されておりました。そうした中でこうしたモデル区間の供用に引き続きまして稲葉車瀬区間へと工事が進められております。今後、三室・紅葉ヶ丘区間、五百井・興留区間へと事業が進んでまいりまして、県道大和高田斑鳩線に接続いたしますと、当該県道を経由いたしまして区間の両端が25号に接続することになります。これにより、法隆寺門前、竜田大橋付近の交通渋滞の緩和や生活道路への交通の流入の解消に一定寄与するものと考えております。

ご質問の件でございますが、当然ながら、いかるがパークウェイの大和高田斑鳩線から東の区間の整備は欠かせないものと考えておりますことから、町といたしましても既に事業に着手されております区間の進捗に合わせて、積極的な計画の検討及び事業着手時期等の見通しを明確にさせていただくとともに、早期の事業着手について国に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 計画決定及び事業化がなされたときに比べ、町の住宅状況は大きく変

化しており、確かにパークウェイの事業効果の面を見ますと、東側の区間の整備は欠かせないものとするれば、その時期が到来したときには関係する地域にお住いの住民の方々に説明し、理解をしていただくことが最も大切なことだと思いますので、要望しておきます。

では、次の質問に移らせていただきます。教育行政についてであります。

まず、教育方針について、知育、徳育、体育、食育についての教育長としての考え方をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今さら私が申すまでもなく、知育、徳育、体育、食育は教育の根本でございます。このことについての教育方針につきまして、すべてこの場でご説明をするにはかなりの時間を必要としますことから、ここでの答弁の中ではその一端となりますことをあらかじめご理解を賜りたいと思います。

さて、子どもたちを取り巻く社会環境が変貌していく中におきまして、保護者はもちろんのこと、町民の皆様が学校教育に対する期待もますます高まってきておるところでございます。国におきましても、グローバル化社会に対応できる人材の育成が重要視されるなか、新しい知識・情報・技術を獲得する力を養成する一方、異なる文化・文明との共存や国際協力の必要性を重視した教育の方向性を打ち出しているところでございます。これらの情勢に鑑みまして、平成20年3月、小学校・中学校の学習指導要領が公示されたところでございます。これは、それまでの「ゆとり教育」を見直しまして、各教科の授業時間数を増加させ、生きる力を積極的に育成しようとするものであるというふうを受けとめておりまして、この中におきましても知育、徳育、体育は3本の重要な骨組みであるというふうに考えております。新学習指導要領がねらいといたします「生きる力」は、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力によって構成をされておるわけでございますが、これはまさに知、徳、体のバランスのとれた教育を展開することであるというふうに考えております。

まず「知」についての確かな学力の育成から申し上げますと、学力の育成は一人ひとりの実態を踏まえ、その一人ひとりに応じた適切な指導の充実を図るとともに、基礎的・基本的な知識や技能の定着に向け、繰り返し学習などを積極的に取り入れることが必要であるというふうに考えております。さらに、思考力や判断力、表現方法などの育成のために習得した知識や技能の活用を図る学習活動を展開することで基本の定着を図り、それらを活用する力をはぐくむことを目指しております。このため、平成21年度から町長の英断によりまして、1クラス30人編制によります少人数学級を導入していただきました。これは早期に学校生活の基本となる学習習慣や生活習慣の定着を図り、きめ細やかな教育を実現することを目的

としておりまして、現在までに小学校1年生から3年生までと、中学1年生を対象に30人学級を導入しておりまして、来年度には小・中とも対象学年を拡大していきたいと考えておりまして、本委員会に上程しております平成24年度一般会計予算におきまして、その内容を盛り込んでおるところでございます。この30人学級を編制することで教師が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保できることから、子どもたちの発言・発表の機会がふえ、より積極的に授業に参加できるようになるなどの効果がございまして、子どもたちが充実感をもって学校に通えるような環境が整備できたのではないかと考えております。このほかでも特別活動の推進、情報教育の推進、学校図書の整備等の事業を進めているところでございます。

次に、「徳育」についての豊かな人間性の育成であります。子どもたちの規範意識や規則的な生活習慣の定着を図るため、身近な人々との関わりを深め、愛情や信頼感、他の人を思いやる心をはぐくみ、また社会生活上のルールを守ることの大切さを理解させ、ルールを守ろうとする態度を身につけさせることで、正しく判断し行動する力をはぐくむことを目指しております。このような指導を充実させるため、人権教育の推進、あるいは日本の伝統文化の学習、中学生太子サミットの開催等の事業を進めているところでございます。また、本町におきまして、平成18年度から実施をしております小・中連携教育でございますが、本町の特色ある取り組みとなっております。小学校と中学校の教職員が連携して授業を進めているところでございます。中でも、特に道德教育に力を入れ、小・中学校の9年間を一貫して、斑鳩の地域を学ぶことにより郷土を愛する心をはぐくむとともに、聖徳太子の和の精神のもと、自分のよさや個性に気づき、他者への思いやりを持った上での自己の生き方を探求する力を育てているところでございます。また、英語によるコミュニケーション能力の育成を目指しました英会話教育では、小学校4年生から6年生へALTを派遣することで、早くから英語になれ親しむことができるよう支援をしております。また中学生には、法隆寺で外国人拝観者に英語で観光案内することなどにより英語学習への意欲を向上させる取り組みも行っているところであります。また小・中交流事業では、小学6年生が中学校の模擬授業やあるいは部活動を体験するなどの中学1年生と小学6年生の交流を行うことで、小学校から中学校への円滑な進学を目指した取り組みなどを行い、中学校への移行期における学習、人間関係等のつまづきを防ぎ、中学校入学を控えた小学校6年生の環境の変化に対する不安や戸惑いを極力なくしていきたいというふうに考えております。

次に、「体育」についてのたくましい心身の育成であります。たくましい心身とは、生涯にわたって、みずから運動や健康の課題に適切に対応し、活力ある生活を営むことのできる心と体のことであり、運動、スポーツや健康、安全についての実践を通してはぐくむことが

大切であります。ところが、近年、子どもたちの日常生活における身体活動の機会の減少、あるいは活発に運動する者と、そうでない者との二極化によりまして、体力低下が進行しております。このため、体力の向上は強制された活動ではなく、体力向上に向け、進んで運動に取り組む力をはぐくむことを目指しております。このような指導を充実させるため、例えば斑鳩小学校の雑巾がけ選手権など、各学校での運動遊び等の授業を進めているところでございます。

また、平成17年に制定されました食育基本法でもうたわれているように、「食育」につきましては生きる上での基本でございます。知育、食育、体育の基礎となるべきものであるというふうに考えております。子どもにさまざまな経験をさせながら、食に関する学習を通して食に対する知識を体得させ、食を選択する力を持ってもらって健全な食生活を行うことは心身の成長や人格の形成にとって非常に重要なことでございます。学校では、早寝・早起き・朝ごはんを推進し、特に朝ごはんをきちんと食べることの重要性を保護者にもご理解いただきまして、習慣づけるように取り組んでおります。また、学校給食に地域の食材を活用し、郷土料理にふれる機会をつくるなど、学校栄養士を中心として給食時間を活用した食に関する指導や栽培体験などの活動を通して、食べる楽しさや食への興味を深めております。こうした食育指導の充実には、栄養管理をより積極的に進めるために、従来、県費の学校栄養職員の配置がなかった学校へ、平成23年度に3人の学校栄養士を町費で配置をいたしまして、小学校と中学校の5校すべてにおきまして食育や栄養管理を積極的に進めるため体制を整備したところであります。

このように当町では、知育、徳育、体育、食育を総合的に推進していくことで、生きる力をはぐくむ教育、地域の伝統と文化を理解する教育に取り組んできておるところでございます。平成18年12月に公布をされました新しい教育基本法にうたわれております教育の目的であります。これは人格の完成を目指し、民主的な国家・社会の形成者として必要な資質を備えた国民を育てることとなっております。そして当町では、「和をもって貴しとなす、さからふことなきを宗とせよ」で始まります平和国家の成立に生涯をおかけになりました聖徳太子の十七条憲法の精神を斑鳩町の子どもたちに体得してもらうこと、これが斑鳩町の教育の根本理念といたしまして、今後も、なお一層、斑鳩町の教育環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） ただいまの答えは、教育長の施政方針をお聞きできた思いであります。子どもたちが斑鳩で学んでよかったと、大人になってから思えるようにしていただきたいと

要望いたします。

それでは、国のほうで政権交代が起こった後、確か道德の教材に使われていた心のノートが平成22年度を最後に廃止されたと聞いておりますが、当町としてはどのようにされているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 心のノートについてのご質問でございます。当町の幼稚園、小・中学校では聖徳太子、先ほども述べましたが聖徳太子の和の精神のもと、基本的な生活習慣、規範意識、生命の尊重、他者への思いやりや、郷土・斑鳩に対する誇りや愛情などの道德性を養いまして、主体的に判断し、適切に行動する力を育て、人としての生き方、あり方を日々考えさせることを道德教育の柱のひとつとして取り組んでおるところでございます。

お尋ねの心のノートは、児童・生徒が身につける道德の内容をわかりやすくあらわした道德教育の教材として、平成14年度から全国すべての児童・生徒に配布され、小学校・中学校の道德の時間やホームルームの時間等でも使用してきたところでございます。ご指摘のように、この心のノートは国の事業仕分けによりまして平成22年度をもって配布こそなくなったわけですが、現在も文部科学省のホームページからダウンロードができることから、今年度も当町では必要な部分をダウンロードいたしまして、児童・生徒に配布するなど、継続して道德教育の教材として活用しているところでございます。

道德教育につきましては、先にも述べましたように、小・中連携教育でも取り組んでおりまして、この心のノートにつきましても、今後も引き続き道德教育の教材のひとつとして有効に使用していきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 国が廃止をしても、道德教育の重要性を鑑み、斑鳩町は独自の判断で費用をかけずに、心のノートを教材として使用し続けると回答していただき、安心いたしました。教育の分野での真の地方分権を今後とも推し進めていただきたいと思います。

では次に、生涯スポーツについてであります。教育長は、生涯スポーツの重要性についてどのように考えておられるかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 生涯スポーツのあり方についてのご質問でございます。「スポーツは、世界共通の人類の文化である」という言葉から始まりますスポーツ基本法の前文におきましても、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されておるところでございます。具体的に申しますと、スポーツは、人と人との交流、及び地域と地域との交流

を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものであること、さらに心身の健康の保持・増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠であるとされております。当町での取り組みといたしましては、毎年2月11日に開催しております斑鳩の里・法隆寺マラソンあるいは三塔走ろう会におきまして、毎年、全国各地から多くの参加者がごぞいまず、法隆寺をはじめといたします歴史的遺産を走りながらご堪能いただきまして、完走後にはサービスコーナーにおきまして婦人会の方々や協カスポーツクラブの皆さんによります心温まるおもてなしを提供するなど、この大会を通して地域の一体感や活力を醸成していただいているというふうに考えております。また質問者もご存じのように、この大会につきましては、全国各地よりこの斑鳩にお越しをいただいておりますところをごぞいまして、全国各地に斑鳩の里をPRする場であると考えております。

また、地域の皆様が一堂に会する町民体育大会におきましては、町民相互の親睦と地域のきずなづくりを図ることを目的として、本年も4月22日に斑鳩健民運動場において実施する予定であります。東日本大震災以降、再認識をされております地域の連携、きずなづくりをテーマにして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、近年、生活の利便性の向上によりまして、日常生活における運動の機会が減少傾向となったことによります生活習慣病の増加、そして子どもたちの遊び場の減少などの問題がございます。この問題解決のひとつの手段として、生涯を通じてスポーツを楽しむことができるように、平成20年度におきまして、総合型地域スポーツクラブ元気クラブいかるがが設立されまして、今日まで子どもから高齢者まで幅広い層を対象といたしましたさまざまなスポーツに取り組んでいただいております。平成23年度では、だれもが楽しめるラージボール卓球やヨガなど、年間約30の教室、あるいはウォーキングやハイキングなどの年間約30のスポーツイベントを実施をされております、その活動は年々活発化されてきているところがございます。スポーツは、人生や暮らし、生活をより豊かで充実したものにし、医療費の抑制、生活習慣改善や地域との連携が図れるなど、スポーツをすることによる効果はさまざまな場面で発揮されるものでございます。今後も、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、町民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができますよう、また地域と連携を図ることもできる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 私からの提案として、スポーツを通じてのまちづくりを考えてほしい

のです。ソフトなスポーツでは町民の健康対策になるはずですが、ハードなスポーツに近づけば各種イベント等により観光対策にもなるはずですので、よろしく願いいたします。

それでは次の質問として、昨年の各地で発生した震災後、きずなが見直されてきております。そこで学校、家庭、地域の教育の視点から見たきずなを、どのように強化するのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 地域との連携、きずなづくりについての幼稚園、学校での取り組みでございますが、幼稚園、学校は地域住民の方々の信頼にこたえ、家庭や地域と連携・協力して教育活動を行うものであると考えておまして、このことに対しまして家庭や地域の方々が学校を支援していただく体制づくりが必要であるというふうに考えております。

現在の取り組みといたしましては、教育内容や教育活動の状況などを学校それぞれのホームページ等により情報発信を行いまして、あるいは学校評議員の方々に学校運営の状況を十分説明した上でご意見をお伺いをしておるところでございます。また、保護者や地域住民からの要望、あるいは意見を参考にした学校づくりを進めているところでございます。子どもたちの授業につきましても、小学校におきましては総合的な学習の時間で、斑鳩の自然、生き物、公共施設、商店などの学習や、昔の遊びや暮らしについて地域の方との交流や田植えから収穫まで地域の方に教わりながら稲作の体験をしたり、地域の清掃活動により、地域の学習、地域の方々との交流を行っております。

また地域の見守り隊として、学校安全ボランティアの方々に登下校時の見守りをお願いしておりますので、子どもたちも日ごろから地域の方々とごあいさつを交わして、きずなを深めているというふうに考えております。

また中学校におきましては、将来、社会人となった際に自立して生きていく力を身につけられるよう、地域の事業所をお願いをいたしまして職場体験をしたり、貴重な文化財を身近に接する機会として文化財を守る意識がつくよう藤ノ木古墳の草刈り作業等の活動もしているところがございます。

また、県教育委員会からの呼びかけに応じまして取り組みました小学校第3学年全員が参加いたしました夏休みノーテレビ・ノーゲームデーチャレンジ大作戦では、夏休み中にテレビを見ることやゲームをすることをやめ、その時間を、そのあいた時間を読書や学習、あるいは家庭での会話などに活用することを通して、規則正しい生活のリズムや基本的な生活習慣などを身につけさせるとともに、家庭での会話の促進が図られたところがございます。実施後の子どもの感想には「テレビを見ないほうが家族で楽しく話げできた」あるいは「ゲー

ムをしないで外で遊んで楽しかった」などの意見がございました。また、保護者の感想といたしましては、「家族の会話が大切だと感じた」あるいは「とても静かに1日を過ごすことができた」といった家族のコミュニケーションの大切さを改めて認識をしていただいたのではないかとこのように考えております。また、斑鳩西小学校では、なら通学合宿の実施によりまして、子どもたちを地域で集団生活させることで子どもたちと地域の方々との結びつきを強め、地域全体で子どもを育てる意識の向上を図ったところでございます。

また、平成19年度から放課後子ども教室を実施しておりまして、この事業の目的は少子化や核家族化の進行や家庭と地域の子育て機能、教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後における子どもたちの安全・安心な活動場所を設けるとともに、地域の方々の参画を得る中、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進することとしております。また、学校支援地域本部事業を平成20年度から実施してきております。この事業は地域全体で学校教育を支援する組織体制をつくることにより、学校と地域との連帯体制を充実し、教員が授業や生徒指導により力を注ぐことができるようになりました。その結果、教育活動以外の負担の軽減により、子どもと向き合う時間の確保が図れ、学校教育の充実を図ろうとするものでございます。この2つの事業では、地域住民が、学校そして保護者との連携のもと、これまで培ってこられた経験や知識、あるいは社会のルールなどを学習や遊びを通じて子どもたちに教え、伝えていただくことによりまして地域の方々や地域の子どもたちが学校以外の場所でも声をかけ合うなど、地域で地域の子どもの育てるという環境が醸成され、このことがお互いのきずなを深めていっているものというふうに考えておりますことから、今後も継続して事業を実施するとともに、充実した事業運営に努めてまいりたいと考えております。

また、少子化により活動が縮小しつつあります子ども会活動につきましても、地域の大人が地域の子どもの育てるという重要な発想であるものと考えておりますことから、その単位子ども会の指導、育成に尽力をされておられます町子ども会連絡協議会の活動につきましても引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。

このような取り組みを進めていきまして、さらに学校と家庭、地域との連携・協力を充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 教育長としてのきずなについての思いはわかりましたが、違う視点からの思いとして、教員の方々の国旗・国歌の起立について、どのように考えておられるかをお伺いします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 学校における国旗・国歌の指導につきましては、学習指導要領にございますように、児童・生徒が日本国民として誇りを持つことにより、国旗に敬意を表する、表するという、表すという、国際的な儀礼を身につけることを目的のひとつとしておるところでございます。

当町におきましては、入学式、卒業式におきまして、以前から国旗掲揚、国歌の斉唱を実施しておるところでございますが、教職員も当然のこととして、国歌の斉唱時は起立をしております。幼稚園、小・中学校の入学式や卒業式は、教育上の重要な節目の行事でありまして、そこでは整然とした秩序の確保や円滑な進行が求められており、このような式典の厳粛な雰囲気の中で、子どもたちが国旗・国歌に対する敬意を払うことを身につけることが大切であるというふうに考えております。また、教職員は、公務員の職務の公共性を踏まえた行動をとる必要があると考えておりまして、これは昨今、国旗・国歌にかかわる最高裁の判決によっても明らかにされているところでございます。先般、大阪府立高校の卒業式でその府内で数人の教職員が起立しなかったといった報道もあったところでございますが、なるほど日本国憲法第19条には、思想及び良心の自由がうたわれているわけでございますが、こうした行動につきまして教職員が起立をしないことにより自分の思想の自由を守ろうとしたそういうことが、その教職員を信頼する児童・生徒に教職員みずからの思想を押しつけるということになるのではないかというふうな懸念を持っておるところでもございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 現在のところ、斑鳩の学校現場では、教員で国歌起立をされていない方はおられないと聞いておりますが、公の場の意味を今後ともきっちりと指導していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

次に、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 議長のお許しを得ましたので、通告書どおり私の一般質問をさせていただきます。

それではまず1番目の質問なんですけど、南都銀行法隆寺駅前出張所の前の交差点についてなんですけど、前日、私、側道のほうから出ようと思ったら、側道のほうのどの信号を見たらいいのかわからなかったの、あの側道からの県道に出る場合のどの信号を確認をしていいのかということについて、質問させていただきます。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきましたのは、町道401号線とそれから県道大和高田斑鳩線の交差点の所で、ここに側道がちょうど401号線に接して大和高田斑鳩線の西側に並行してある線として、変則的な交差点に接続されている所でございます。

この箇所につきましては、西和警察署の交通課と協議しておりますけれども、西和警察署からは、県道大和高田斑鳩線と町道との交差する交差点内であると、交差点内であるという見解でございまして、側道から県道へ進入していただく場合、いずれの信号にもよらず運転者の方がみずから安全を確認をいただいて、安全の確認を十分に行っていただいて進入をしていただきたいということの見解をいただいているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それではもう一度お聞きしたいんですけど、その側道から出てきて左折するんですかね、西側に行きますねんけど、その通りに停止線が結構かなり前のほうにかいてあると思うんですけど、それが出てくるときに曲がりにくい、トラックとか曲がりにくいんですけど、その停止線を下げることにはできないのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） この件につきましても、西和警察署のほうと相談をさせていただいております。指摘をいただいております交差点西側町道の停止線でございますけれども、停止線の位置を西側に下げることによりまして、道路の幅員に対します交差点自体の大きさが大きくなってしまいうという見解でございます。警察のほうといたしましては、信号を管理する立場として、交差点をできるだけ小さくしたいとの考え方がございます。これは、交差点が大きくなりますと、交差点を通過する時間が長くなる。また、円滑な交通に支障が出るという問題があるということで、このご指摘の停止線につきましては、現状では後退をさせることはなかなか難しいというふう聞いておるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、停止線をバックできないということで、できましたら側道の専用信号機ですね、そういうものを設置できないか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） この信号機につきましても以前からもお話がありまして、警察とも相談を今日までされてきているところでございますけれども、この信号機のそれぞれ今現在の赤・青・黄とそれぞれの現示時間が設定をされております。また新たに信号を設置

をすることになりますと、その現示時間の割り振りがふえるということで信号全体のサイクルタイムと申しますが、時間が長くなってしまって、現在、町道を通りできる時間に影響が出たり、今まで通過できていた車両が通過ができなくなったりというふうな渋滞等の発生がするなどの影響が懸念をされるということで、今、現状で信号についてもなかなか設置ができないということで聞いております。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） わかりました。それは、できるだけ事故が起きないことを願ひまして、2番目の銀行の前の鉄柱、安全ポールなんですけど、あれが、斑鳩町で設置しているものでしたら、結構、通行の邪魔になっているんで、できたら撤去してほしいという声もあるんですけど、それはどうなんですかね。よろしくお願ひします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ご指摘をいただいております銀行の前の鉄柱、ポールでございますけれども、これは過去に、車両が銀行の店舗に衝突するといった事故がありました。あったようです。これにつきまして、銀行側として自己防衛手段といたしましてビルの管理者のほうから、みずからの敷地に、みずからが設置をされた物であると聞いております。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） わかりました。安全のための物なので、撤去というのは、私もちょっと聞かれた方には無理だろうということはお伝えしたんですけど。

次、3番目の県道の看板についてなんですけど、これは一概にこの場所だとは言えないんですけど、県道とか、その辺にちょっと看板がはみ出しているように見えたんですけど、これは斑鳩町全般でそういうのはないんですかね。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘いただきましたように、この斑鳩町全体の中で、ということでございますので、今後、そういったことにつきましては、現地等も確認をしながら、また道路管理者でございます県とも協議してまいりたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） わかりました。調査していただひて、もしはみ出てるんでしたら、指導のほうをちょっとよろしくお願ひします。

続きまして、前の4番目なんですけど、前、私の一般質問で、ガードレール、高架のほうに上っていく道なんですけど。その、高架を上るとこと、降りるとこなんですけどね。ガードレールの設置の要望をさせていただいたんですけど、それ以降どうなっているか、ち

よっと教えてください。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘いただきましたガードレールにつきまして、以前、一般質問でご要望いただきまして、県のほうにも相談を申しあげるといことでお答えをさせていただいております。県道大和高田斑鳩線におけますガードレールでございますけれども、現在、県のほうで、ほかの方法も含めて、その歩道の安全を確保するというで検討をしていただいているという状況でございます。時間も要しておりますことから、いずれにしましても、できるだけ早く交通安全対策として設備の整備をいただくよう、県の郡山土木事務所にも強く要望してまいりたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） できるだけ早く、できましたらお願いします。今の状態でしたら車がそのまま乗り入れるというような格好になりますので。

それでは2番目の出会いがしらをなくすために、ということなんですけど、開発をかかってましたら、これ開発の関係上、隅切りとかいろいろあるんですけど、幅員が狭いところでしたら個人で買われたときに、自分の家の塀を高くされた場合に、出会いがしらというか、全く向こうが、今まで見通しがよかったのが、今度見えなくなるということで、かなり危ないんじゃないかということで、私も、そのほうをちょっと感じたんですけど。新築されるときにそういう指導はされておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 狭隘な道路におけます隅切りでございます。見通しの確保や車両の通行がスムーズにできることから、やはり必要なものであると考えております。現在も興留の方向でご指摘のような箇所もございまして、利用者の方対しまして協力をお願いを行っております。今、一定の協力をいただいていることとなっているような所もございまして。このように今後も狭隘な道路において土地利用をされる情報等を入手いたしました場合、土地所有者の方などにご協力をいただけるようお願いをしてみたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 開発の場合は先に斑鳩町いくんですけど、個人の場合は先、県のほうにあって、それから町のほうにきますんで、ちょっと後手いうたらおかしいんですけど、そうなりますので、その辺はまたできるだけ努力していただきたいと思っております。

続きまして3番目の県事業に対してなんですけど、私も以前からずっと一般質問させてもってまうんですけど、富雄川とか三代川いろいろありますねんけど、道路とか、川の改修について

町との打ち合わせの中で、斑鳩町の住んでおられる、実際に住民の方の意見を受け入れられてもらえるものなのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 当町におけます主な県事業では、県道天理斑鳩線の整備や、三代川河川改修事業、あるいは富雄川河川改修事業などございます。これらの県事業が実施されております付近住民の皆様には非常に関心をお持ちをいただいております、また意見やご要望につきましてもいろいろあるとは思われます。

先般、高安や阿波につきましても住民の皆様への説明会や、出前講座を利用いたしました意見交換会も行いました。県も直接住民の方のご意見をお伺いしておるところでございます。このように住民の皆様のご理解のもと事業を推進を図るためにも、住民の皆様のご意見が言える機会づくりなどを県にも要望をしていくとともに、住民の皆様のご意見の反映を検討をいただけるように、県とも調整を図り、県事業が進捗していくことができるよう、町といたしましても取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 駅前から三代川の隣なんですけど、道路が波のようにうねっている、世界遺産のある町とは到底思えないし、川のほうもかなり汚れてます。また氾濫する。1日も早く、住んでおられる方を安心させていただくために、できるだけ県と取り組んでいただいて、1日も早くできるように私のほうも強く要望したいと思いますので、よろしく願いします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午前11時59分 散会）